

北海道議會時報

第 6 卷 第 7 號

昭 和 29 年 7 月



北海道議會事務局

— 第 7 號 目 次 —

議會の動き

第二回定例道議會

本 会 議	1
-------	---

常任委員会	5
-------	---

特別委員会	16
-------	----

総合開発調査特別委員会

暴風雪害対策特別委員会

會 合

八都道府県議会議事務協議会	18
---------------	----

一道北部七県議会議事務局長会議	18
-----------------	----

第七回一道北部七県議会議長会	18
----------------	----

資 料

第十九国会の展望	19
----------	----

昭和二十九年修正地方財政計画	30
----------------	----

七月分入場譲与税配分決定	31
--------------	----

昭和二十九年都道府県 五大市起債第一次承認額発表	32
-----------------------------	----

第一回揮発油譲与税の配分	33
--------------	----

義務教育国庫負担金の配分	34
--------------	----

昭和二十七年度 全国都道府県一般会計歳入決算額調	36
-----------------------------	----

昭和二十七年度 全国都道府県一般会計歳出決算額調	38
-----------------------------	----

昭和二十七年度 全国都道府県特別会計決算額調	40
---------------------------	----

昭和二十八年 全国都道府県一般会計歳入予算額調	42
----------------------------	----

昭和二十八年 全国都道府県一般会計歳出予算額調	44
----------------------------	----

昭和二十八年度 全国都道府県特別会計予算額調	46
---------------------------	----

昭和二十九年度 全国都道府県一般会計歳入予算額調	48
-----------------------------	----

昭和二十九年度 全国都道府県一般会計歳出予算額調	50
-----------------------------	----

昭和二十九年度 全国都道府県特別会計予算額調	52
---------------------------	----

雑 録

地方行政疑義問答集	54
-----------	----

報道から拾う	55
--------	----

スト中の石炭発送妨害に無罪の判決

不法な方法により得たパチンコ玉と引き替えに
景品の交付を受ける行為は詐欺罪

圖書室便り	56
-------	----

六月のメモ

表紙写真

新装成つた 道議會議事堂

北海道議会議事事務局撮影



第二回定例道議會

地方税法の改正及び警察制度改正に伴う条例並びに追加予算を主題とする第二回定例道議會は、六月二十五日に招集、同日開会された。

○六月二十五日 午前十一時四十一分、蒔田議長開会を宣し、引続き開議、會議録署名議員の指名、諸般の報告の後、議長より元道會議員河合才一郎君、去る六月十二日逝去につき謹んで哀悼の意を表し弔詞を贈つた旨報告、ついで知事より暴風雪害による災害対策措置の経過並びに天皇、皇后兩陛下御巡幸について報告があつて議事に入り、暴風雪災害救恤御下賜金に対する御礼言上決議を全員起立の上決定、次に日程第一、決議案第一號を議題とし、本案は趣旨弁明を省略して、原案通り可決することについて諮り、異議なくそのことに決定、次に日程第二、議案第一號乃至第六號及び報告第一號乃至第五號を議題とし、知事より提出議案についての説明を聴取後、同議案は質疑を省略して直ちに議案第一號乃至第六號及び報告第一號乃至第四號は總務委員会に、報告第五號は文教委員会にそれぞれ付託を諮り、異議なくそのことに決定、次に高田議員（社左）より、駐留軍の本道引上げに伴う労務者の対策について緊急質問あり、知事より答弁あつて（予め時間延長）午後零時三十三分、一旦休憩、午後二時四十分再開、諸般の報告の後、日程第二の中議案第一號乃至第六號を一括議題とし、同案について立原

請願、陳情

第一回臨時道議會において、各常任委員会に付託された請願、陳情並びに審査の結果はつぎのとおりである。

請願

文書 番表 號	件名	請願者	付託 委員會	審査の結果
87	土木施設災害復旧対策の件	日高管内町村会 長 外五名	土木	継続審査
88	農業災害対策の件	網走管内町村会 長 外五名	農務	同
89	漁業災害対策の件	同	水産	同
90	建設物災害復旧対策の件	十勝管内町村会 長 外九名	建築	同
91	林業災害対策並びに罹災住宅 復旧に對し立木払下の件	同	林務	同
92	罹災住民の生活確保対策の件	同	民生	同
93	農業災害対策の件	同	農務	同
94	罹災者に対する金融対策の件	同	商工	同
95	被災町村に対する助成援助措 置の件	同	總務	同
131	帯広競馬場復旧対策の件	帯広市長 外一名	農務	継続審査
132	農業災害対策の件	石狩地区農協組合 長會議々長	同	同

陳情

文書 番表 號	件名	陳情者	付託 委員會	審査の結果
131	帯広競馬場復旧対策の件	帯広市長 外一名	農務	継続審査
132	農業災害対策の件	石狩地区農協組合 長會議々長	同	同

総務委員長（自）より、審査の経過及び結果について報告があり、これを諮つて委員長報告通り原案可決に決し、午後二時五十五分散会。

御禮言上決議

（昭和29、6、25原案可決）

本年五月北海道を襲つた暴風雪による災害の被害甚大なることを憂慮せられ、救恤の思召をもつて、御内帑金を賜つたことは洵に感謝に堪えない。

道民は、協力一致これが復旧、再建を図り、思召に応えんとするものである。

ここに北海道議会の決議をもつて、謹んで御礼を申上げる。
右天皇、皇后両陛下に言上を乞う。

宮内庁長官 宇佐美 毅殿

北海道議会議長 蒔田 余吉

○六月二十六日 午後二時三十四分開議、諸般の報告の後予め時間延長、

外、田議員（協俱）より、稲姫葉もぐり蠅の発生とその対策、特に(1)駆除農薬及び撒粉器等の器具の購入費に対する助成 (2)農薬備蓄対策

(3)第二次発生に対する対策等について緊急質問、知事の答弁あつて午後二時五十一分暫時休憩。

午後五時二十一分再開、諸般の報告の後、日程第一の中、報告第一號乃至第四號を議題とし、立原総務委員長（自）より審査の経過及び結果について報告、これを諮つて委員長報告のとおり異議なく承認議決に決し、次に日程に追加し意見案第一號及び第二號を一括議題とし、

福島商工副委員長（自）より趣旨弁明あつて、両案とも原案可決に決して午後五時二十七分散会。

意見案第一號

（昭和29、6、26原案可決）
商工委員長 宮坂寿美雄君提出

中小炭鑛救済対策に関する意見書（陳情書）

北海道における中小石炭鑛業の経営不振なる実情に鑑みこれが維持振興を図るため速かに左の措置を講ぜられたい。

133	農業災害対策の件	日高管内町村会々々	同	同
134	漁業災害対策の件	同	水産	同
135	漁業災害対策の件	漁連会長	同	同

記

一 開発資金及び営業資金等融資の途を講ぜられたい。

二 外国炭及び重油輸入を抑制するとともに国内石炭需要確保の途を講ぜられたい。

（理由）

本道における石炭鑛業は、本道総合開発の重要根幹として、その進展に寄与しつつあり、今日漸く生産態勢を確立し、総合開発推進の一環として重要便益を担っている。

しかるに政府における燃料需給対策は、重油並びに外国炭の輸入等に重点が注がれ、ために国内生産炭の需要は極度にその圧迫をうけ、それらの中小炭鑛においては、休廃鉱、操短等の止むなき事態に陥っている実情である。従つて関連産業の衰退とともに失業者の純出は勿論、経済の混乱による社会不安を招来せしめる結果となることは言をまたない。

このことは、本道総合開発の推進に重大影響を与えるものであり誠に憂慮に堪えない。

よつて政府においては、本道開発の重要根幹たるこれら中小石炭鑛業の経営不振の打開を図るため、開発資金及び営業資金融資の途を講ずるとともに、外国炭及び重油の輸入を抑制して、国内炭の需要確保を図られるよう適切な措置を講ぜられたい。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 蒔田 余吉

内閣総理大臣 中小企業庁長官
大蔵大臣 衆議院議長
通商産業大臣 参議院議長
経済審議庁長官 北海道開発庁長官
各通（行政庁以外は陳情書とする）

鐵鋼産業の維持振興に關する意見書(陳情書)

北海道における鐵鋼産業の経営不振なる事情に鑑み、これが維持振興を図るため、鐵鋼生産及び輸出に対する金融並びに製品の発註等速かに適切なる措置を講ぜられたい。

(理由)

北海道における鐵鋼産業は本道総合開発推進の一環として、重大使命をになつてゐるが、今回政府において実施せる金融引締政策の強化とこれに伴う經濟の深刻なる不況を反映し、近時企業の経営は悪化の一途をたどり、富士製鐵室蘭製鐵所の一部熔鉄炉の吹止め、あるいは日本製鐵所室蘭製作所における従業員的大量整理等を始めとして全道鐵鋼界並びにこれが関連産業に対し深刻なる打撃を与えてゐる。ために失業者の続出による社会不安はいうに及ばず、本道総合開発の推進に重大影響を及ぼす結果となることは明らかであり、誠に憂慮に堪えない。

よつて政府は本道総合開発の進展、民生の安定上、これが維持振興を図るため鐵鋼生産及び輸出に対する融資並びに製品の発註等速かに適切なる措置を講ぜられるよう強く要望する。

右地方自治法第九十九条第三項の規定により提出する。

北海道議會議長 時田 余 吉

内閣總理大臣 北海道開発庁長官
大 蔵 大 臣 日本銀行總裁
通商産業大臣 衆議院議長
經濟審議庁長官 參議院議長

各通(行政庁以外は陳情書とする)

○六月二十八日 午後二時四十五分開議、諸般の報告の後、時間を延長して直ちに休憩、午後五時五十六分再開、諸般の報告の後、日程に入り、日程第一、議案第七號乃至第十四號及び追加議案第十五號乃至第十九號を日程に追加して一括議題に供し、知事の提案理由説明を聴取、議事の都合により暫時休憩、午後十一時五十分再開、日程に追加し、決議案第二號を議題に供し、池戸議員(労)より提案の趣旨弁明があつ

て通告の討論に入り、三室議員(自)反対、川人議員(社右)賛成、西村議員(社左)賛成の討論を終つて起立の方法により採決の結果、起立少数にて本案は否決に決し、午後十一時五十分散会。

知事説明要旨

茲に議題となりました北海道費歳入歳出追加更正予算案その他につきまして、その大要を御説明申し上げます。

新警察法の公布に伴い現在の国家地方警察と市町村自治体警察は六月末日限り廃止せられ、七月一日から都道府県警察が創設せられることとなつたのでありますが、これに伴う年間所要の経費等につきましては同法の成立が遅延いたしましたことに因り、準備期間の短縮を余儀なくせられ、ために、なお、これが結論を得るまでには若干の日時を要する実情にありますので、今回は取敢えず警察の防犯、犯罪捜査等の活動上必要な当面の経費について地方交付税及び国庫補助金を見合いに措置いたしました次第でありまして、この予算額は、一千百七十八万円となるのであります。

次に中小漁業資金の融通を円滑にして水産業の振興を図りますため、北海道漁業信用基金協会に対し本年度において七千万円を出資することとして、今回所要の予算措置を講じた次第であります。

以上は予算案について申述べたのでありますが、

次は北海道警察組織条例について申し上げます。新警察制度の運営に当りましては、本道の実情に即した、民主的且つ能率的な警察組織を確立することを根本の趣旨といたして居るのであります。

仍ち現在本道内には、自警、国警合せて九十五の警察署があるのでありますが、これを八月三十一日から六十三署に整理統合するとともに方面本部の内部組織につきましても従前の部制を廢止して、課制とする等、簡素強力な機構の下に本道の治安確保に万全を期すことといたしました。

なおこれとともに北海道公安委員会及び方面公安委員会の委員並に北海道地方警察職員の服務の宣誓に關する条例その他新警察制度発足とともに差当つて必要とする各種の条例案並びに人事委員会委員及び出納長選任のことについてそれぞれ提案いたしました。

その詳細については、御質問に応じ、私又は參與員から御答弁申し上げますので、併せてよろしく御審議の程を、お願い申し上げます。

衆議院の即時解散を要望する決議

右別紙案文の通り提出する。

昭和二十九年六月二十八日

議 員																										
池	新	和	山	多	笠	川	時	岡	鈴	三	井	高	太	岡	井	荒	舟	神	中	森	西	浜	高	長	土	窪
戸	川	平	内	田	井	人	田	田	木	沢	口	田	田	林	野	木	原	野	川	村	武	辰	辰	山	田	田
芳	輝	千	輝	利	幸	源	政	次	千	源	正	益	治	喜	哲	啓	量	敏	清	夫	雄	男	辰	信	宇	長
一	隆	治	広	市	衛	市	郎	郎	重	男	み	郎	夫	喜	揮	侃	量	敏	清	夫	雄	男	辰	信	宇	長

議長 時田余吉殿

衆議院の即時解散を要望する決議

国会は、国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関である。国民の権利及び義務は、国会において法制化され、条約の締結は国会の承認なくしては効力を有しない。

今次第十九回国会の経過を見るに、汚職にはじまり、乱開流会を経て、変則国会をもつて終つており、国権の最高機関としての責任を果たしたとは断じて言い得ない。就中六月三日における乱開の最大の責任は政府にあることは明らかであり、過去においても米騒動の責任を負つて寺内内閣は辞職をしておるにもかかわらず、吉田内閣は、辞職を敢えて行わず、解散を要望する国民の声を黙殺して強引に多数派工作を押し進めようとしている。

かくの如き状態で推移せんか、外には世界の信を失い内にはファシズムの擡頭をうながし、国民の生活をおびやかす結果となる。しかも奇形国会において成立したと称せられる警察法の改正をめくつては、全国的に混乱をまき起し、道内の各市町村においても、無効を議決し道民をして北海道の治安に対して、不安の感を抱かしておおり、政治に対する国民の信頼を失つたこと、今日より甚しきはないのである。政府は速かに臨時国会を召集し、政府は総辞職して、衆議院を解散して、国民の帰趨により清新の氣をもつて国政を行うべきであり、これ以外には政局の收拾はない。

ここに道民の意志を結集して、衆議院の即時解散を要望する。

北海道議会議長 時田余吉

内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長
各通

○六月二十九日 午前十一時二十六分開議、諸般の報告の後、日程に入り、日程第一、議案第七号乃至第十九号を一括議題に供し、通告による質疑に入り、新川議員(勞)より(1)警察法改正に伴う知事の見解について、(2)警察法案の有効無効について、(3)延長国会に異議があるの、警察関係議案の撤回意志の有無について質疑、知事より答弁、新川議員より知事会議においてどのような指示をうけ要請されたかにつ

いて再質疑、知事より答弁、更に新川議員より速記録を見た上で再質問を行う旨を述べて午前十一時五十分一旦休憩。

午後一時二十六分再開、休憩前に引続き質疑継続、太田議員(社左)より、新警察法の成立経過に鑑み、これに関連する提出議案の撤回について質疑、知事の答弁あつて、通告の質疑を終結、予め時間延長の後、午後一時四十分暫時休憩。

午後三時四十六分再開、諸般の報告の後、日程に入り、**日程第一、議案第七號乃至第十九號を議題に供し、議案第十五号及び第十六号は、委員会付託を省略して原案通り同意議決、議案第七号乃至第十四号及び議案第十七号、同第十八号は総務委員会に、議案第十九号は水産委員会にそれぞれ付託、**

次に、**日程第二、報告第五號を議題とし、林文教委員長(協俱)**より、審査の経過並びにその結果について報告があり、採決の結果起立多数で委員長報告の通り承認議決、午後三時五十一分散会。

○六月三十日 午後二時四十四分開議、諸般の報告の後、日程に追加し、議案第二十一号、第二十三号乃至第三十九号を議題とし、説明省略、直ちに委員会付託について諮り、異議なく議案第二十一号、第二十三号、第二十四号は総務委員会に、議案第二十五号、第三十七号乃至第三十九号は建築委員会に、議案第二十六号、第二十八号は民生委員会に、議案第二十七号、第二十九号、第三十号は衛生委員会に、議案第三十一号は文教委員会に、議案第三十二号乃至第三十四号は農務委員会に、議案第三十五号、第三十六号は土木委員会に、それぞれ付託し、予め時間延長の後午後二時四十八分暫時休憩。

午後十時三十分再開、諸般の報告の後、**日程第一、議案第七號乃至第十四號、第十七號、第十八號を一括議題に供し、立原総務委員長(自)**より、本案に対する審査の経過並びにその結果について報告、ついで山内議員(労)より、議案第七号乃至第十四号について「本議會では採決すべきではない」旨の少数意見を報告、続いて鈴木議員(社左)

より、同様「本案はいずれも否決すべきである」旨の少数意見の報告があつて、通告の討論に入り、大久保議員(協俱)より議案第七号乃至第十四号について委員長報告に賛成の討論を終つた際、山内議員(労)より議事進行について発言を求め、続いて四十榮議員(協俱)、新川議員(労)よりも発言があり議場騒然となり(離席する者多く)、山内議員(労)の休憩要望について採決の結果起立少数、四十榮議員(協俱)の議事続行の動議について採決の結果起立多数となつたが、議場愈々騒然となり、七月一日午前零時より開議することとし、午後十時五十八分散会、

常任委員會

議會運営委員會

○六月二十五日 午前十時四十三分、議長室において開議。

- ① 暴風雪災害救恤御下賜金に対する御礼言上決議案の上程、採決は起立の方法によることに決定。
- ② 暴風雪害対策特別委員会の経費増額に関する決議案は案文のとおり提出することに決定。
- ③ 知事説明聴取後、高田議員(社左)の緊急質問、次に議案第一号乃至第五号は総務委員会付託とすることに決定。
- ④ 本會議は午前十一時三十分開議に決定。
- ⑤ 報告第一号乃至第四号は総務委員会付託、第五号は文教委員会付託とすることに決定。
- ⑥ 暴風雪害対策特別委員長報告については、委員長より議長宛に書面報告を行い、本會議における委員長報告は行わないことを了承、午前十一時十二分一旦休憩、午後二時十五分再開。

⑦ 議案第一号乃至第六号は総務委員会報告のとおり原案可決とすること、本会議は午後二時三十分再開に決し、午後二時十六分散会。

○六月二十六日 午前十時五十四分、議長室において開議。

① 舛田議員（協俱）より通告のいねひめはもぐりばえの被害に関する緊急質問の取扱いについて協議、午前十時五十七分一旦休憩、午後二時十四分再開。

② 舛田議員（協俱）の緊急質問は劈頭行うことに決定。

③ 本会議は直ちに開議、議案第七号乃至第十四号を提案、緊急質問の後時間延長、一旦休憩（二時間程度）とすることとし、午後二時二十分休憩、午後五時三分再開。

④ 報告第一号乃至第四号は総務委員会より報告のとおり承認議決とすること、商工委員会より提出の意見案第一号及び第二号を上程することに決定。

⑤ 議案第七号乃至第十四号については二十八日に審議を繰越すことに決定。

⑥ 文教委員会付託の報告第五号については結論がでていないので二十八日以降とすることに決定。

⑦ 本会議は準備のでき次第再開すること、二十八日は午前十時より議運を開くこととし、午後五時六分散会。

○六月二十八日 午前十時三十七分、議長室において開議。

① 議案第七号乃至第十四号の上程について協議、午後二時議運を再開することとし、午前十一時四十六分一旦休憩、午後二時三十九分再開。

② 決議案第二号衆議院即時解散要望に関する決議の取扱いについて協議、五分後に本会議を開議、時間延長後議運において本件の取扱いを協議することに決し、午後二時三十二分休憩、午後四時二十二分再開。

③ 議案第七号乃至第十四号については知事の提案理由を聴取後、質疑を行うことに決定。

④ 議案第七号乃至第十九号の知事説明を聴取後議運を再開、決議案第二号の取扱いについて協議することに決定、本会議は午後六時四十五分再開することとし、午後五時四十一分休憩、午後七時二十五分再開。

⑤ 決議案第二号の取扱い方について協議、午後八時七分休憩、午後八時四十八分再開。

⑥ 決議案第二号の取扱い方について協議、午後九時三十六分休憩、午後十時四十四分再開。

⑦ 決議案第二号は本日の本会議に直ちに上程、趣旨弁明は池戸議員（労）が行い、質疑省略、討論は川人（社右）西村（社左）議員賛成三室（自）議員反対とし、採決は起立の方法によることに決し、議事が明日まで続く場合は明日午前零時より続会とすることを了承、本会議は直ちに再開することとし、午後十時五十八分散会。

○六月二十九日 午前十時三十五分、議長室において開議。

① 議案第七号乃至第十九号に対する代表質疑は行わず、通告により新川（労）太田（社左）多田（社右）議員より一般質疑を行うこととし、質疑終了後本会議を休憩、その後の日程については再度議運を開いて協議することに決し、本会議は午前十一時開議することとし、午前十時四十二分休憩、午後一時五十九分再開。

② 議案第七号乃至第十九号の取扱いについて協議、午後二時十八分休憩、午前二時三十九分再開。

③ 議案第七号乃至第十九号の取扱いについて協議、暫時休憩、午後三時十八分再開。

④ 議案第七号乃至第十四号、第十七号、第十八号は総務委員会に付託、議案第十五号、第十六号は本日即決、議案第十九号は水産委員会に付託することに決定。

⑤ 報告第五号は満場の賛成がない場合は起立の方法により採決を行うことを了承、議案第二十号の取扱については明日協議することとし、本会議は午後三時三十分より再開することに決し、午後三時二十六分散会。

○六月三十日 午後一時四十四分、議長室において開議。

① 議案第二十一号、第二十三号、第二十四号は総務、第二十五号、第三十七号乃至第三十九号は建築、第二十六号、第二十八号は民生、第二十七号、第二十九号、第三十号は衛生、第三十一号は文教、第三十二号乃至第三十四号は農務、第三十五号、第三十六号は土木の各委員会付託、第二十二号は即決とすることに決定。

② 本会議は午後二時三十分開議、議案を委員会付託の後時間延長を行い一旦休憩し総務委員会の審査報告をまつこととし、午後一時五十二分一旦休憩、午後八時五十五分再開。

③ 議案第七号乃至第十四号は一括して上程、委員長報告について山内（労）鈴木（社左）議員より少数意見の報告、討論は賛成、反対の順序で、大久保（協俱）浜森（社右）西田（信）（自）井野（社左）議員の順に行い、採決は起立の方法によることに決定。

④ 議案第十七号、第十八号は先に議決することを了承。

⑤ 議案第二十号は討論を省略、起立採決とすることに決定。

⑥ 議案第十九号は水産委員長報告の後議長において諮ること、議案第二十二号は議長において諮ることに決定。

⑦ 七月十五日まで会期を延長すること、本日の議事が終れば三日間休会とし七月五日再開とすることに決定。

⑧ 総務委員会終了後直ちに本会議を再開すること、午後十二時までを終了する予定で進め、終了しない場合は議長一任とすることに決定。

⑨ 直ちに本会議を再開することに決し、午後九時五十四分散会。

総務委員会

○六月十一日 午後一時四十五分、第三委員室において開議。

① 名寄町助役より、名寄町と智恵文村の合併実現について、風連町長より、多寄村の一部を風連町に区域変更について、士別町長より、士別町、上士別町、温根別町及び多寄村の四カ町村を合併七月一日より市制施行の実現について、紋別町長より、紋別町、上渚滑村及び渚滑村を合併、市制施行の実現について、赤平町長より、七月一日より赤平町の市制施行の実現及び警察法改正に伴い赤平町自治警察署は廃止となるが、道警察署を現在地に存置方について、江別町助役より、江別町の市制施行の早期実現について陳情を聴取。

② ついで立原委員長（自）より、先般実施した市制施行並びに町村合併実施の調査報告を行うことについて諮り、多田委員（社右）より、その前に町村合併促進審議会の答申内容についてききたい旨の発言があり、地方課自治振興係長より説明、西田（信）（自）多田（社右）山内（労）大久保（協俱）二瓶（協俱）各委員より町村合併の進め方、考え方についてそれぞれ意見があり、金沢委員（自）より、(1)支庁審議会の構成について、(2)町村合併についての啓蒙宣伝の必要について、(3)審議会の答申に対する知事の計画決定の時期について、(4)合同協議会をもつた町村について、西田（信）委員（自）より、(1)審議会の答申のうち次期議会に提案予定のものについて、(2)町村合併及び市制施行早急実現希望町村に対する対策について、川人委員（社右）より、上士別の愛村同志会代表者から副知事（西川）に對して行った合併反対の陳情について、鈴木委員（社左）より、(1)士別町外三村合併市制施行に關して多寄村の一部を風連町に区域変更について、(2)智恵文村、名寄町の合併に關する知恵文村の一部を、美深町に区域変更の陳情について、山内委員（労）より、七月一日目途の町村合併実現促進について、井川委員（協俱）より、町村建設計画に對する意見書の問題について質疑があり、地方課自治振興

係長より答弁。

③ 次に委員長より、平取村の町制施行については事務調査後に委員派遣について検討したい旨を述べ、ついで江別町の市制施行についての現地調査について諮り、西田(信)委員(自)より、明十二日に全委員による江別町の現地調査を行い、十四日に委員会を開催江別町現地調査の状況及び先般実施した調査報告を行うことについて意見があり、異議なくそのことに決して、午後四時二十分散会。

○六月十四日 午前十一時四分、第一委員室において開議。

① 雄武町長より、雄武、枝幸発電事業の建設資金調達に対する援助について陳情を聴取。

② 立原委員長(自)より、町村合併並びに市制施行実施の調査について各班の報告を求め、第一班松前、大島、大沢、小島の四力町村調査の現地調査について西田(信)委員(自)より報告、山内委員(労)より補足説明、松前四力町村合併については異議なく、暫時休憩、午後零時再開。

③ 次に第三班士別、上士別、多寄、温根別の四力町村合併と市制施行及び名寄、知恵文合併の現地調査について鈴木委員(社左)より報告、井川委員(協俱)より、(1)士別外三力町村合併市制施行における連担戸数の問題について、(2)現地において合併反対の陳情があったがこれに対する考え方について、(3)多寄村の一部四地区を風連町に境界変更することについて(関連して川人委員(社左)立原委員長(自)よりも意見があり)、山内委員(労)より、士別外三力町村の市制施行における連担戸数の問題及びこの合併について協議会がもたれたかどうかについて、西田(信)委員(自)より、(1)士別外三力町村に関する審議会答申について、(2)自治庁の現地調査について、(3)連担戸数の問題について、大久保(協俱)太田(社左)委員より、市制施行の条件解釈の問題について質疑及び意見があり、地方課次長より答弁、午後零時四十分休憩、午後一時五十分再開。

④ ついで二瓶(協俱)山内(労)委員より、合併前と合併後における境界変更の問題について多田(社右)西田(信)(自)委員より、市制施行の基準と連担戸数の問題について質疑があり、地方課次長より答弁、ついで委員長より士別市制施行の可否について諮ったが、山内(労)川人(社右)大久保(協俱)多田(社右)鈴木(社左)金沢(自)太田(社左)田中(自)窪田(公)各委員よりそれぞれ意見があり、これについては一応後廻しとし、次に、

⑤ 第二班紋別、渚滑、上渚滑の合併市制施行と赤平の市制施行の現地調査について大久保委員(協俱)より報告、多田委員(社右)より補足。

⑥ 次に江別町の市制施行の現地調査について田中委員(自)より報告、暫時休憩、午後四時二十分散会。

⑦ 次に町村合併市制施行の調査報告に対する意見を求め、太田(社左)金沢(自)西田(信)(自)大久保(協俱)各委員より士別市制施行について意見があり、士別町外三力町村合併市制施行については一部境界変更を要望して賛成にまとなり、ついで名寄、知恵文合併については知恵文の八地区を美深に境界変更を要望して異議なく賛成、次に紋別、上渚滑、渚滑合併市制施行については賛成、次に赤平、芦別の境界変更を異議なく決定、次に江別、赤平兩町の單獨市制施行を異議なく決定。

⑧ 次に市制施行、町村合併の七月一日施行に関連して本会議早急開催の問題について説明を求め、副知事(野口)より説明、西田(信)(自)金沢(自)山内(労)各委員より、本会議の早期招集について意見があり、副知事より応答、委員長より、町村合併市制施行については本会議招集日とにらみ合せ理事者において適當指導されたい旨並びに本会議の早期招集について要望があり、午後四時五十分散会。

○六月二十五日 午前十時四十分、第三委員室において開議。

① 立原委員長（自）より、提出案件の説明を聴取する旨を述べ、議案第一号乃至第六号について地方課長より説明、川人委員（社右）より、士別市設置に関連し多寄村の一部を風連町に境界変更の措置並びに町村合併促進に関する勸奨について質疑があり、地方課長より答弁。

② 次に報告第一号乃至第五号について財政課長、税務課長より説明、山内委員（労）より、道民税算出基礎に昭和二十七年度分を用いて生じた不均衡に対する措置及び道民税と市民税の関係について、西田（信）委員（自）より、道税暫定措置条例の専決処分扱い方について質疑があり、税務課長より答弁。

③ ついで天皇陛下本道行幸について広報課長より説明を聴取、午前十一時二十分一旦休憩、休憩中、弟子屈町代表より、町警に引き続き弟子屈町に道警察署の存置方について陳情を聴取、午後一時三十分再開。

④ 次に付託案件の審査に入り、議案第一号乃至第六号は原案可決に決し、報告第一号乃至第四号については明日審査を行うこととし、午後一時三十五分散会。

○六月二十六日 午後二時十五分、第三委員室において開議。

① 立原委員長（自）より、追加提出案件議案第七号乃至第十四号について説明を求め、財政課長より説明、暫時休憩、午後三時再開。

② ついで山内委員（労）より、警察法施行に伴う各案件の説明聴取は委員会に正式付託後とされたい旨の発言があり、金沢（自）二瓶（協俱）多田（社右）田中（自）大久保（協俱）各委員より意見があり、暫時休憩、午後三時四十五分再開。

③ 次に付託案件の審査に入り、報告第一号乃至第四号は承認議決に決し、午後三時四十八分散会。

○六月三十日 午前十時五十分、第一委員室において開議。

① 冒頭、川人委員（社右）より、議長の出席を求めて(1)委員会出席に対する配車問題について（関連して太田委員（社左）よりも意見あり）、(2)国会解散決議案の上げに対する議長の措置について発言、議長より応答、ついで、山内委員（労）より、議事に入る前に警察法の問題について警察本部長に確認しておきたい旨の発言があり、金沢委員（自）より、その質疑の時期について意見があり又鈴木委員（社左）より、この問題について、知事の出席要求があつた後立原委員長（自）より、議案審査に入る前に山内委員の意見を先議する旨を述べ、山内委員（労）より、(1)警察法成立の経緯並びにその有効、無効論に対する考え方について、(2)公安委員の任命に議会が同意を与えぬ場合の措置について、(3)本問題に関する知事の専決処分についての権限及び自治警察存置の決議をしている地方に対する対策について、(4)道警察設置に伴う財産移譲の協議がまとまらぬ場合の措置について質疑があり、札幌警察管区本部長より答弁、知事の出席あるまで暫時休憩、午後零時四十五分再開。

② 休憩前に引き続き山内委員（労）より、(1)道内各地における新警察法反対の動きに対する知事の考え方について、(2)公安委員任命の同意が得られない場合の措置について、(3)警察予算の提案について、鈴木委員（社左）より、新警察法無効の問題について、太田委員（社左）より、新警察法の有効、無効に対する知事の態度について、西田（信）委員（自）より、議案の提案理由と知事の新警察法に対する態度について質疑があり、知事、総務部長より答弁があつて知事に対する質疑を終了。

③ ついで山内委員（労）より、新警察法の中央集権的性格に対する見解及び新制度による定員、退職、給与差等に対する措置について、宮北委員（協俱）より、警察予算算定の基礎及び予算の減額査定について、鈴木委員（社左）より、自警、国警解消に伴う道警吸収の場合の差別待遇について質疑及び意見があり、警察本部長より答弁、西田（信）委員（自）より、本委員会は新警察法を有効であるとの見

解に統一しておくことについて動議を提出、賛成があつて動議は成立したが、太田委員（社左）より、採決の前に党に諮るため休憩を求め、午前二時一旦休憩、午後三時三十五分再開。

④ 大久保委員（協俱）より、休憩前の西田（信）委員の動議について確認したい旨の発言があり、西田（信）委員（自）より、先程の動議は誤解があるので、一応これを撤回し関係議案の審査に入つてほしい旨の発言があり、また二瓶委員（協俱）より、直ちに議案審査に入るべき旨の議事進行の発言があり、山内委員（労）より、議案は一件毎に議題とされたい旨の意見があつて、

⑤ 立原委員長（自）より付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第八号北海道警察組織条例制定の件について本部長より説明を聴取、金沢委員（自）より、特高警察の復活について、西田（信）委員（自）より、(1)財産移譲の問題及び警察署の機構について、(2)過剰人員整理の問題について（関連して山内（労）宮北（協俱）委員よりも質疑）二瓶委員（協俱）より、警察署数の増加の問題について、山内委員（労）より、方面本部の機構及び定員の問題について、吉田（定）委員（協俱）より、方面本部設置の基準について質疑があり、警察本部長、警備部長、警務部長より答弁。

⑥ 次に議案第九号公安委員及び警察職員の仕事の宣誓に関する条例制定の件について警務部長より、又本件に関する人事委員会の意見書について人事委員会事務局長より説明を聴取、警察職員の宣誓の問題及び第四条、第五条の削除について山内（労）田中（自）二瓶（協俱）鈴木（社左）太田（社左）川人（社右）大久保（協俱）金沢（自）各委員より質疑及び意見があり、文書課長、警察本部長、警務部長、人事委員会事務局長より答弁。

⑦ 次に議案第七号、第十号乃至第十四号、第十七号、第十八号について関係部長よりそれぞれ説明を聴取、質疑応答の後暫時休憩、午後六時四十分再開。

⑧ 委員長より付託議案に対する質疑終結の旨を述べ、議案第七号乃

至第十四号を一括議題に供し、二瓶委員（協俱）より、議案第九号の第四条及び第五条を削除、第六条を第四条とし、別記第一号及び第二号様式の宣誓書案文中「命令条例及び規則を遵守し」の次に「地方自治の本旨を体し」の字句を加えることの修正動議、また議案第九号を除く各案件は原案可決とすることの動議を提出賛成あつて動議成立、まず議案第九号については討論を省略、起立採決の結果起立多数をもつて修正可決に決したが、川人委員（社右）より、第四条第五号の削除及び修正の点及び原案についても賛成である旨を述べ少数意見を保留、太田（社左）山内（労）鈴木（社左）各委員も少数意見を保留、

⑨ ついで議案第九号を除く議案第七号乃至第十四号を一括議題とし起立採決の結果起立多数をもつて原案可決に決し、太田（社左）山内（労）鈴木（社左）川人（社右）各委員は少数意見を保留、

⑩ 次に議案第十七号、第十八号は異議なく原案可決に決し、午後六時十五分散会。

衛生委員会

○六月十八日 午前十一時、第一委員室において開議。

① 金沢委員長（自）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第七十四号、第七十九号、第八十四号、陳情第六号、第七号、第九十四号、第九十八号は採択、陳情第九十六号は継続審査に決定、暫時休憩、午後零時二十分再開。

② 次に道内衛生施設の視察については随時時期をみて道東、道北、道南、道央等を視察することとし、今回は六月二十二日より六日間道南の視察を行うこと、派遣委員は川人（社右）鈴木（社左）窪田（公）多田（社右）山内（労）各委員及び金沢委員長（自）を決定、午後零時四十五分散会。

文教委員会

○六月十日 午後二時二十五分、第一委員室において開議。

① 林委員長（協俱）より道内学校施設等の視察について諮り、次のように二班に分れて視察することに決定して、午後二時三十分散会。
視察委員

第一班 石狩、胆振、上川、渡島各支庁管内

林委員長（協俱）、本多（協俱）、秋山（協俱）、坂東（浩）（自）、高橋（社右）の各委員

第二班 後志、檜山各支庁管内

新川（労）、井口（社左）、中山（協俱）、中野（社左）、畑野（自）の各委員

○六月二十八日 午後二時五十五分、第二委員室において開議。

① 林委員長（協俱）より、付託案件の審査を行う旨を述べ、報告第五号北海道学校職員等の昭和二十九年六月における期末手当の支給に関する条例の専決処分報告の件を議題に供し、新川（労）、井口（社左）委員より、期末手当と勤勉手当との関係及び道の職員に対する超過勤務手当の問題について質疑及び意見があり、教育次長より答弁、井口（社左）、新川（労）、高橋（社右）各委員より、本件については財政上許される場合相当額増額支給の措置を講ずべき旨の希望条件を附して承認すべき旨の意見があり、中山委員（協俱）より、条件等は附すべきでなく、委員長報告の中に強い要望があつた旨を折込む程度とすべき旨、本多委員（協俱）より、原案を妥当と認め承認すべき旨の意見があり、一旦休憩、午後四時再開。

② 井口委員（社左）より、期末手当に昨年同様○・二五カ月分の追加支給を要望する希望条件を附して承認されたいとの動議を提出、中山委員（協俱）より、附帯事項等を附せず原案のとおり承認議決されたいとの動議を提出、起立採決の結果、希望条件附承認の動議

は起立少数にて否決、原案のとおり承認議決の動議は起立多数にてそのとおり決定、委員長報告の案文については委員長一任とし、午後四時十分散会。

農務委員会

○六月九日 午前十一時二十七分、第三委員室において開議。

① 宮本委員長（協俱）より、高度集約酪農地設置問題並びに農業試験場擴充五カ年計畫等懸案事項について質疑を求め、天谷委員（協俱）より、農業試験場関係の国有財産道移管及び擴充五カ年計畫予算の編成等の経過及び見透しについて説明を求め、農務部長より説明、大沢委員（自）より、本問題の早期解決について要望があり、
② 次に岡林委員（社左）より、高度集約酪農地指定の経過並びに阿寒、厚岸地方の大雨による冠水に対する対策について、三沢委員（社左）より、トラクター貸付料の算定基礎について、天谷委員（協俱）より、生産連の整理統合について質疑があり、農務部長より応答、午後零時五分散会。

林務委員会

○六月九日 午後零時六分、第三委員室において開議。

西川委員長（協俱）より、道内林業情況調査について諮り、岡林委員（社左）より、阿寒国立公園の調査実施について意見があり、天谷（協俱）、三沢（社左）委員より、賛成の旨の発言があり、六月十七日より一週間の予定で北見の道有林地帯の調査も併せ、上川、網走、釧路国支庁管内の調査を行うことに決定、派遣委員については大沢（自）、村上（自）両委員は不参加、本日欠席委員には連絡の上参加を求めることとし本日出席の天谷（協俱）、岡林（社左）、宮本（協俱）、平野（自）、土橋（協俱）、三沢（社左）各委員及び西川委員長（協

俱)は参加することに決し、午後零時十七分散会。

○六月二十八日 午前十時四十四分、第三委員室において開議。

西川委員長(協俱)より、優良苗木購入制度中止に關する件及び樹苗價格安定對策資金貸付に關する件並びにからまつ苗木養成委託に關する件について説明を求め、林務部長より説明、天谷委員(協俱)より、課の編成替について、大沢委員(自)より、(1)山梨県との幼苗生産委託契約について、(2)道内で育成する幼苗の數量及び中金より融資の問題について、(3)輸出インチ材の小樽埠頭吹き抜き小屋建築に對する道費補助について、平野委員(自)より、道で融資する一億五千万円の貸付内容について、岡林委員(社左)より、畑の適地にからまつ造林し一方において開拓地に入り開墾助成を受けるに關する問題に對する對策について、朝倉委員(自)より、無断伐採に對する對策と植林指導について、村上委員(自)より、風倒木のその後の経過について質疑があり、林務部長、林業指導課長より答弁、午前十一時四十五分散会。

水産委員会

○六月八日 午後一時、第一委員室において開議。

① 冒頭、北海道漁業協同組合連合会事務理事より、(1)五月暴風災害諸對策の促進について、(2)内海底曳漁船の南千島沖入漁反對と夜間操業、夜間航行の禁止について陳情を聴取。

② 坂本委員長(自)より、五月暴風災害に對する水産部の復舊計畫について説明を求め、水産部長より説明、村山副委員長(協俱)より、小型船における經營者死亡の場合の保險金の問題及び保險未加入船員の救済方法について、田呂委員(協俱)より、(1)漁業災害立法に伴う融資に關する中金との話合について、(2)大藏省の考へてゐる資金源について、(3)負債のある組合に對する融資について、舩田

委員(協俱)より、漁港の災害實態調査及びつなぎ資金の弱少組合の借入問題について、井野委員(社左)より、(1)つなぎ融資による効果及び瀬棚の遺家族對策について、(2)漁船の大型化融資に對する許可の隘路及び労災保險の適用について質疑があり、水産部長、漁政課長、水産課長より答弁、委員長より、漁船の大型化及びこれに對するつなぎ融資の増額について要望があり、

③ 次に継続付託となつてゐる魚菜卸賣市場條例の意見聴取のための現地調査について諮り、派遣委員に沖野(公)旭(自)井野(社左)大竹(協俱)笠井(社右)各委員、期間は六月二十一日より二十四日まで四日間、地域は旭川、岩見沢、室蘭、函館の各市に決定。

④ 次に漁業災害立法措置の概要について漁政課長より説明を聴取、田呂委員(協俱)より、必要資金の末端滲透について要望があり、井野委員(社左)より、漁港審議会の委員推薦の方法及び道漁連の再建策について、沖野委員(公)より、(1)漁連に對する道の貸付の支出が見合されてゐるがこれの貸付け時期について、(2)漁連再建の見通しの問題について、旭委員(自)より、漁連の集荷資金の問題について質疑があり、水産部長、漁政課長より答弁、再び沖野委員(公)より、(1)一億円の貸付は漁連と信連の何れに出すかについて、(2)浅海増殖事業の予算増額及び補助金の増率について、(3)新規簡易船入測工事の予算増額及びオホーツク海の鯨漁業調査について、(4)天売焼尻方面における手繰小型船の密漁取締りについて、(5)漁業者に對する課税調査の指導問題について質疑があり、水産部長、漁業調整課長、水産課長より答弁、午後四時十五分散会。

○六月三十日 午前十時四十三分、第二委員室において開議。

坂本委員長(自)より、議案第十九号北海道漁業信用基金協會に對する出資の件を議題に供し、理事者の説明を省略、異議なく原案可決に決し、午前十時四十八分散会。

農地開拓委員会

○六月九日 午前十時三十分、議長室において開議。

- ① 安達委員長（自）より、五月暴風雪害対策に対する農地開拓部の執行計画について説明を求め、拓務課長より説明、舛田委員（協俱）より、耕地災害に対する処置について、岡田委員（社右）より、応急対策の現況及び開拓者に対する融資の問題について、笠井委員（社右）より、融資資金の資金源について、田呂副委員長（協俱）より、住宅被害に対するつなぎ資金の問題及び凍霜害に対する融資の資金源について、井野委員（社左）より、住宅復旧補助の労力費と建築資材払下げについて質疑があり、拓務課長、開拓経営課組合係長より答弁。

- ② ついで田呂副委員長（協俱）より、昨年の冷害資金の流れ方及びその枠について説明を求め、開拓経営課組合係長より説明、田呂副委員長（協俱）より、営農振興資金の返済年限延長措置及び末端に資金が流れてこないことについて質疑（関連して舛田委員（協俱）より営農資金の返済年限についての意見）があり、同係長より答弁。

- ③ 次に井野委員（社左）より、保安隊の土地接収問題とその取戻しの問題及び営農困難な入植地に対する行政措置問題について、田呂副委員長（協俱）より、(1)耕地災害復旧に対する調査特に羊蹄山麓についての対策及び千歳川に駐留軍の汚水流出による水田被害の問題並びに当別町営の軌道客土の路線被害に対する補修費の問題について、(2)海外より調査に來道の泥炭地開発の問題に対する道の態度及びサロベツ地帯の地区計画に対する考え方について、舛田委員（協俱）より、(1)本年度入植者に対する補助金交付の時期及び補助率について、(2)小規模土地改良（新規造田事業）の実施と予算執行の問題について質疑があり、用地課長、土地改良課長、拓務課長、開拓計画課次長、開拓経営課組合係長より答弁、一旦休憩、午後一

時二十分再開。

- ④ 西村委員（社左）より、(1)恵庭町の駐留軍演習による砲彈落下の問題について、(2)大津村接収問題のその後の状況及び反対した場合の政府の行政措置について、(3)駐留軍及び保安隊の接収に関する諸問題設置問題について、舛田委員（協俱）より、大津村の分村による弱体化の問題及び恵庭町危険区域の買収問題について質疑があり、農地調整課長、同課小作係長、渉外課次長より答弁、午後二時十分散会。

○六月十日 午前十時三十分、議長室において開議。

安達委員長（自）より、恵庭町における既存農家が施設する自家風力発電の状況、及び同町島松川上地区駐留軍射撃演習による危険情況の実体調査について諮り、出席委員全員調査することに決定して、午前十時四十分散会。

○六月十八日 午前十時三十分、第三委員室において開議。

- ① 安達委員長（自）より道内土地改良及び開拓状況の調査について諮り、派遣委員は舛田（協俱）岡田（社右）西村（社左）三浦（協俱）各委員、安達委員長（自）田呂副委員長（協俱）とし、調査地域は宗谷、上川支庁管内、期間は六月二十日より二十四日まで五日間と決定。

- ② 次に委員長より、西村委員（社左）から出席要求のあつた渉外課長、同課員出席につき質疑を求め、西村委員（社左）より、(1)島松川上地区の弾丸落下の問題に関する特別調達庁に対する申し入れ及び現地の実情について、(2)こういう問題の最終決裁者について質疑があり、渉外課長、同課員より答弁、西村委員（社左）より、問題の重要性に鑑み副知事の出席要求があり、委員長これを諒承、再び舛田（協俱）西村（社左）笠井（社右）各委員より、演習場問題について質疑及び意見があり、渉外課長、開拓経営課長、渉外課員よ

り答弁、暫時休憩（休憩中、北海道畑地灌漑事業促進期成会代表より、小規模畑地灌漑事業の道営実施方について陳情を聴取）、午前十一時四十分再開。

③ ついで外田委員（協俱）より、農林省の入植に対する仮承認の問題及び長都、島松太地区の入植承認について質疑があり、開拓経営課長より答弁、西村委員（社左）より、島松演習場における区域外飛弾による農家立退き問題に対する対策及び知事の諮問機関設置について質疑があり、副知事（野口）、渉外課長より答弁。

④ 次に委員長より、保健婦の定員化について質疑があり、開拓経営課長より答弁、午後零時十分散会。

○六月十九日 午前十時三十分、第三委員室において開議。

安達委員長（自）より、琴似町で施行中の道営軌道事業状況視察について諮り、出席委員全員参加することとし、午前十時四十分散会。

商工委員会

○六月二十四日 午前十一時五分、第三委員室において開議。

① 室蘭市助役より、日鋼室蘭製作所及び富士鉄室蘭製鉄所の経営不振の打開方について、北炭労組事務局長より、中小炭鉄の経営不振打開方について陳情を聴取。

② 宮坂委員長（協俱）より、只今の陳情は正式付託前であるが急を要する問題である旨を述べその取扱について諮り、坂東（秀）（公）舟木（社左）和平（労）各委員より、これについて意見があり、糸川委員（協俱）より、道の中小炭鉄救済対策とその後の状況について質疑があり、鉄工課長、商工振興課長より答弁、暫時休憩、午後零時四十八分再開。

③ 宮坂委員長（協俱）より、日米石綿工業株式会社設立反対の件及

び第十次造船計画に伴う建造船舶当問題に関する中央折衝の経過について報告、和平委員（労）より、造船関係に対する市中銀行三割融資の基礎について質疑があり、また、大島委員（協俱）より、市中銀行の造船融資について発言があり、委員長より応答、ついで委員長より、小樽、利札間の定期運航の問題について報告。

④ 次に道内調査の結果について和平委員（労）より報告、大島委員（協俱）より、新冠川発電の損失面とプラス面との比較について質疑があり、和平委員（労）より応答、伊藤委員（自）より、再調査の早急実施について意見があり、佐久間（自）坂東（秀）（公）伊藤（自）和平（労）各委員及び福島副委員長（自）を派遣、再調査を行うことに決定。

⑤ 次に北洋博覧会の開会式に対する出席については委員長において議長と協議すること、道東地区の調査については次回委員会において協議することとし、ついで商務観光課長より、薬工品取引に関する東北六県代表者の来道について報告、同代表者との懇談会に各委員の出席方要望があり、午後一時五十一分散会。

○六月二十六日 午後二時二分、第一委員室において開議。

① 福島副委員長（自）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第九十六号、第百八号、陳情第百六十六号は採択に決し、

② 次に和平委員（労）より、請願第百八号に関連して中小炭鉄救済対策に関する意見案の上程について発言があり、案文の一部を削除し、委員会より提案することに決定。

③ 次に森川委員（社左）より請願第九十六号及び陳情第百六十六号に関連して鐵鋼産業の維持振興に関する意見案の上程について発言があり、原案のとおり提出することに決定。

④ 次に森川委員（社左）より、鉄鋼産業の現況調査のため室蘭に委員を派遣すべき旨の意見があり、和平（労）伊藤（自）森川（社左）各委員の派遣を決定、午後二時四十五分散会。

○六月三十日 午前十一時四十七分、第三委員室において開議。

① 雄武町長より、雄武、枝幸發電事業に対する融資方について陳情を聴取。

② 宮坂委員長（協俱）より保安隊物資調達について説明を求め、商務観光課長より説明、ついで菊地委員（協俱）より、薬工品取引の懇談会の結果について報告を求め、商務観光課長より説明。

③ 次に室蘭市における鐵鋼産業の實態調査の結果について伊藤委員（自）より報告、委員長より、日鋼及び富士鉄の救済対策について報告。

④ 次に北洋博覽會開會式の出席について諮り、糸川（協俱）大島（協俱）委員より意見があつて次の機会に協議することとし、

⑤ 次に和平委員（労）より、室蘭における鉄鋼産業の勞務者失業対策について意見があり、大島委員（協俱）より、本件については労働委員会と合同委員会をもつべき旨の意見があり、委員長より、近く合同委員会をもちたい旨を述べ、

⑥ 次に菊地委員（協俱）より、雄武、枝幸發電事業に対する融資問題について説明を求め、鉱工課長より説明、菊地（協俱）武田（協俱）宮津（自）和平（労）大島（協俱）各委員より、計画の立て方等について意見があり、鉱工課長より答弁、午後零時四十七分散會。

建築委員会

○六月十四日 午前十一時四十二分、第三委員室において開議。

① 坂東（秀）委員長（公）より、五月暴風雨により災害復旧について中央折衝経過の報告を求め、建築部長より説明、糸川委員（協俱）より、修繕費について質疑があり、建築部長より答弁。

② 次に道内調査の結果に関して、糸川委員（協俱）より、苫小牧の高校焼失による新築場所の移転と住宅計画の変更について研究すべき旨、和平委員（労）より、ブロック生産におけるセメントの少量

使用によるコスト引下げについて、また森川委員（社左）より、ブロック生産における大規模な機械化によるコスト引下げについて質疑及び意見があり、建築部長、住宅課長より答弁。

③ 次に請願の審査に入り、請願第九十号は採択に決し、午後零時五十四分散會。

労働委員会

○六月七日 午前十時二十五分、第一委員室において開議。

① 三室委員長（自）より、請願、陳情の審査を議題に供し、いずれもなお検討を要するため引続き継続審査とすることとし、

② 次に道内における最近の労働事情について、労働部長の説明を聴取、時田委員（社右）より、岩見沢の朝日炭鉱閉鎖の問題及び中小炭鉱倒産に対する対策について、また、道下委員（協俱）より、季節労働者に対する失業保険給付の打切りについて、委員長より、失業保険給付打切りと法改正との関係及びこれに対する労働部の考え方並びに中央折衝の経緯について質疑及び意見があり、労働部長、失業保険課適用係長より答弁、ついで四十榮委員（協俱）より、中小炭鉱救済対策としての石炭購入の問題について、池戸委員（労）より、中小炭鉱救済対策の問題及び朝日、曲淵両炭鉱の救済対策について、委員長より中小企業対策協議会における本問題の扱い方について、また、池田委員（協俱）より、五月六日以降の季節労働者に対する失業保険加入申請の保留措置について質疑及び意見があり、労働部長より答弁、時田委員（社右）より、季節労働者に対する失業保険給付打切問題について上京折衝を行うべき旨、池戸委員（労）より、この問題について意見案議決による全国的運動を展開すべき旨の意見があり、委員長より、この問題については次期議會まで何らかの方策を打出すことにしたい旨を述べ、

③ 次に国立公共職業補導所設置問題について職業補導課長より説明

を聴取。

④ 次に五月七日の委員会において決定し、暴風雨雪害対策のため中止となつていた道北、道南地方の労働事情視察を六月八日より実施することに決し、午後零時十分散会。

○六月二十五日 午後三時十五分、第一委員室において開議。

① 三室委員長（自）より、道南地方の労働事情視察結果について報告、ついで西田（正）副委員長（協俱）より、道北地方視察の結果について報告。

② 次に季節労働者の失業保険金給付打切問題に関する中央の状況について労働部長、職業安定課長より説明を聴取、池戸委員（労）より、中小炭鉱の雇傭契約の問題及び失業保険金給付打切問題に対する対策について、四十栄委員（協俱）より、企業育成のための金融政策の改革と労働部としての態度及び失対事業の財源措置の問題について、高田委員（社左）より、全国的な意見の結集による中央折衝の必要について、池田委員（協俱）より、企業合理化に対する具体策について、徳中委員（自）より、日鋼室蘭製鋼所企業整備による応急失業対策について質疑及び意見があり、労働部長より答弁、四十栄委員（協俱）より、小委員会をつくり商工部と連絡してゆくことについて意見があり、小委員会を設置することに決定、池戸委員（労）より、商工委員会にも小委員会を設置してもらい相互に話し合う機会をつくる必要があるので商工委員長及び商工部長に連絡されたい旨の意見があり、委員会よりこの旨連絡することとして午後四時三十分散会。

特別委員会

総合開発調査特別委員会

○六月十一日 午前十一時五分、第三委員室において開議。

① 四十栄副委員長（協俱）より、六月二日首相官邸において開催の北海道開発審議会農林水産小委員会の経過について報告の後、道内視察の一斑及び二班の調査経過の報告を求め、一斑を代表して四十栄副委員長（協俱）、二班を代表して桑野委員（自）より報告。

② 次に六月二十日から七月一日まで来道の北海道開発庁長官の視察個所説明のため委員派遣について諮り、これについての日程及び派遣委員を決定。

③ 次に全道各地域の総合開発計画立案の進行状況について総合開発委員会事務局次長より説明を聴取、朝日委員（協俱）より、北海道漁業の根本的計画樹立の問題について意見があり、同次長より応答、二瓶委員（協俱）より、水産に関する計画の説明会の開催について希望があり、近日中に説明会を開くことに決し、午前十一時五十分散会。

暴風雪害対策特別委員会

分科会

○六月九日 午前十一時四十分、文教、民生分科会を第一委員室において開議。

① 本多主査（協俱）より、災害に対するその後の対策措置、並びに災害復旧に対する中央折衝の見通し等について説明を求め、まず民生部長より説明を聴取、これに対し井口委員（社左）より羅臼村に対する災害復旧の補助率について質疑、民生部長より答弁あつて一

且休憩、午後零時七分再開。

② 次に新川委員（労）より、中央折衝の経過について報告、林委員（協俱）より、これを補足して一旦休憩、午後零時四十五分再開、

③ 主査より次に教育委員会関係については教委の都合により明日以後に延期の申出である旨を述べて協議の結果、明日午後一時開議することに決定、ついで民生部長より災害関係とは別に一般民生行政事項について説明を聴取、新川委員（労）より、引揚疎開住宅について質疑、民生部長より答弁があつて、午後一時十五分散会。

○六月十日 午後一時五十五分、文教、民生分科会を第一委員室において開議。

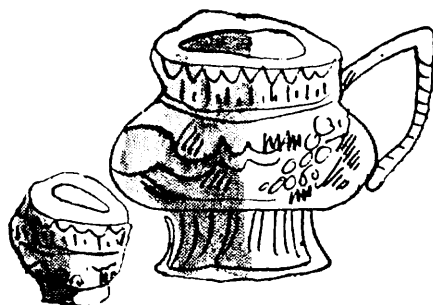
① 本多主査（協俱）より、今次暴風雪害による教育委員会関係災害及びこれが復旧対策について理事者の報告を求め、教育委員会学校管理課長より報告、新川委員（労）、林委員（協俱）より災害復旧査定の問題、単価の問題、学校改良復旧等の問題について質疑があり、学校管理課長より答弁があつて、午後二時二十分散会。

○六月九日 午前十時二十五分、農務、林務分科会を第三委員室において開議。

① 宮本主査（協俱）より、中央における政治的な折衝後の経過について説明を求め、農務部長より説明、ついで林務関係について林政課次長より説明、三沢委員（社左）より、大蔵省と農林省との折衝問題の折衝経過、平野委員（自）より、個人の澱粉工場に対する融資及び共同施設の利子補給について、天谷委員（協俱）より、肥料、種子等の被害判定と融資の時期について質疑があり、農務部長より答弁。

② 次に今後の対策について諮り、農務部長より、中央金庫の融資について時期をみて政治折衝を願いたい旨の要請があり、分科会としての中央折衝については今後の事務折衝の経過をみて行うことと

し、午前十一時二十五分散会。





八都道府縣議會事務協議會

○六月三、四の兩日 福岡県において開催、協議事項次のとおり

- 一 閉会中審査事件の議會継続について
- 一 議會における選挙と異議について
- 一 委員会付託案件の取扱及び陳情の取扱について
- 一 議會事務局の人員整理と事務の合理化について
- 一 常任委員会について
- 一 議員並びに議會職員の慶弔取扱について
- 一 議會資料活動に対する協力方について
- 一 九都道府県議長会の結成に即応する事務協議会今後の扱い方について
- 一 予備費の支出について
- 一 条例の違法性について
- 一 議員給与の報酬一本化並びに記念品料支給について
- 一 町村合併に伴う議員の選挙区に関する条例の制定について

一道北部七縣議會事務局長會議

○六月九日 青森県において開催、協議事項次のとおり

- 一 地方議會図書室、中央官庁出先機関の資料部門その他専門図書館を対象とした実務研修会の開催について

- 二 地方自治法第百条による調査について
- 三 懲罰事犯の発生と懲罰動議提出時期について
- 四 住宅建築対策協議会について
- 五 全国議員共済制度について
- 六 その他

- 1 局長会の開催について
- 2 全国議員野球について
- 3 警察関係委員会について

第七回一道北部七縣議會議長會

○六月十日 青森県において開催、協議事項等次のとおり

報告事項

- 一 前回議決事項の措置について

協議事項

- 一 地方財政再建整備法の成立促進について
- 一 昭和二十八年度の赤字処理方策について
- 一 昭和二十九年年度の地方財政計画の改訂について
- 一 水、原爆被害の完全補償と原子力の国際管理について
- 一 積雪寒冷地帯事業の促進方について
- 一 氣象觀測機関の拡充強化に関する要望について
- 一 農業用電力料金の後納措置について
- 一 生産県における外米配給について
- 一 高率補助による林道網の拡充について
- 一 東北における特定地域及び調査地域の総合開發推進対策等について
- 一 府県警察制度の発足に際し諸施設の財源措置方について



第十九國會展望

昨年十二月十日召集された第十九国会は会期を延長すること五回、通算百八十八日という長期に亘る審議を終え、去る六月十五日、その波乱多き舞台の幕を閉じた。この国会の特色というようなものを拾つて見ると、まず予算案や法案審議を通じて、保守、革新の対立が極めて深刻化したこと、疑獄に関連して国会議員の逮捕許諾問題がたびたび起つたこと、自由党幹事長の逮捕問題についての法相の指揮権発動について論議が烈しかつたこと、警察法案審議のための会期延長をめぐり、衆議院本会議が空前の大混乱に陥つたこと、それ以後の国会審議がいわゆる変則状態となりつつ、警察法案等の重要法案を成立せしめたことなどである。

ここに今国会の審議の結果をまとめて見ると、大略次のとおりである。

一 承認された條約

- ① 奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第一号）
- ② 国際労働機関の総会がその第二十八回までの会期において採択した諸条約により国際連盟事務総長に委任された一定の書記的任務を将来において遂行することに關し規定を設けることと、国際連盟の解体及び国際労働機関憲章の改正に伴つて必要とされる補充的改正をこれらの条約に加えることを目的とするこれらの条約の一部改正に関する条約（第八十号）の批准について承認を求める

の件（条約第四号）

- ③ 国際労働機関憲章の改正に関する文章の受諾について承認を求めるの件（条約第五号）
- ④ 日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件（条約第二号）

- ⑤ 第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第三号）
- ⑥ 国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることについて承認を求めるの件（条約第六号）

- ⑦ 日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件（条約第七号）
- ⑧ 国際砂糖協定の批准について承認を求めるの件（条約第一二号）

- ⑨ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めるの件（条約第八号）
- ⑩ 農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との協定の締結について承認を求めるの件（条約第九号）

- ⑪ 経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第一〇号）
- ⑫ 投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第一一号）

- ⑬ 万国農事協会に関する条約の失効に関する議定書への加入について承認を求めるの件（条約第一三号）
- ⑭ 第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第二〇号）

- ⑮ けしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書の批准について承認を求めるの件（条約第一四号）
- ⑯ 通商に関する日本国とカナダとの間の協定の批准について承認を求めるの件（条約第一五号）

- ⑰ 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件（条約第一六号）
- ⑱ 日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為または不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第一七

号)

- ⑰ 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるの件(条約第一八号)
- ⑱ 遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるの件(条約第一九号)

- ⑳ 日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定の批准について承認を求めるの件(条約第二一号)

二 豫 算

- ① 昭和二十八年年度一般会計予算補正(第五号)
- ② 昭和二十九年年度一般会計予算
- ③ 昭和二十九年年度特別会計予算
- ④ 昭和二十九年年度政府関係機関予算
- ⑤ (昭和二十九年年度関係予算第三件は、憲法第六十条第二項に基き衆議院の議決が、国会の議決となつた)

三 決 算

- ① 昭和二十六年年度一般会計歳入歳出決算
- ② 昭和二十六年年度特別会計歳入歳出決算
- ③ 昭和二十六年年度政府関係機関決算報告書

四 決 議 案

衆議院

- ① 食糧増産並びに国民食生活改善に関する決議案(佐藤栄作ほか二百名提出)(第二号)
- ② 奄美群島復帰祝賀に関する決議案(益谷秀次ほか四百四十八名提出)(第三号)
- ③ 原子力の国際管理に関する決議案(佐藤栄作ほか十名提出)(第六号)
- ④ 可燃性織物法に関する決議案(大西禎夫ほか五十名提出)(第一〇号)
- ⑤ 第十次造船促進に関する決議案(竹谷源太郎ほか十九名提出)(第一四号)
- ⑥ 有機合成化学工業の振興に関する決議案(首藤新八ほか二十三名提出)(第一七号)

- ⑦ 中国紅十字会代表招請に関する決議案(山下春江ほか四名提出)(第一八号)
- ⑧ 中小企業の危機打開に関する決議案(大西禎夫ほか二十三名提出)(第二二号)

参議院

- ① 奄美群島の日本復帰祝賀決議案
- ② 原子力国際管理並びに原子兵器禁止に関する決議案(八木秀次ほか二十六名発議)
- ③ 懲戒処分適正勵行に関する決議案(小林亦治ほか十九名発議)
- ④ 法務大臣の検事総長に対する指揮権発動に関し内閣に警告する決議案(宮城タマヨほか二十六名発議)
- ⑤ 第十次計画造船実施促進に関する決議案(松浦清一ほか十一名発議)
- ⑥ 中国紅十字会代表招請に関する決議案(常岡一郎ほか九名発議)
- ⑦ 自衛隊の海外出動を為さるることに關する決議案(鶴見祐輔ほか八名発議)

五 法 律 案

第十九國會提出法律(案) 審議經過總括表

提出區分		提出法		内	
衆議院議員	閣	律案數	成立	審査未了	否決
計		二五	六	一五	二
衆議院議員		二二	六	一五	二
参議院議員		二	一	一	一

第十七國會提出繼續法律(案) 審議經過總括表

提出區分		繼續法		内	
衆議院議員	閣	律案數	成立	審査未了	否決
計		六	一	六	一
衆議院議員		六	一	六	一

第十六國會提出繼續法律(案) 審議經過總括表

提出區分		繼續法		内	
衆議院議員	閣	律案數	成立	審査未了	否決
計		一四	二	三	一
衆議院議員		四	一	三	一
参議院議員		八	一	一	一

内閣提出の部

(法律公布は二九、七、一〇現在)

提出 番號	件	名	成立 月日	公 布 日	法律 番號
一	ガス事業法		三、三二	三、三一	五一
二	特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律		三、一〇	三、六	三
三	米国対日援助物資等処理特別会計法等を廃止する法律		三、二九	三、三一	三四
四	昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律		三、一〇	四、一	五四
五	農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするため的一般会計から繰入金に関する法律		三、三〇	三、三一	三三
六	狂犬病予防法の一部を改正する法律		四、二三	四、三〇	八〇
七	公職選挙法の一部を改正する法律	参院継 続審査			
八	資金運用部特別会計法の一部を改正する法律		三、二九	三、三一	三三
九	清掃法		四、一七	四、二三	七七
一〇	製造たばこの定価の決定または改定に関する法律の一部を改正する法律		三、二九	三、三一	四七
一一	開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律		三、一〇	三、一八	五
一二	緊急物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律		三、一〇	三、一八	六
一三	国有鉄道運賃法の一部を改正する法律		三、二四	三、二五	一二
一四	訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律		三、二九	四、一	五六
一五	所得税法の一部を改正する法律		三、二九	四、一	五三

一六	法人税法の一部を改正する法律	三、二九	三、三二	三八
一七	相続税法の一部を改正する法律	三、二九	三、三二	三九
一八	酒税法の一部を改正する法律	三、二九	三、三二	四〇
一九	印紙税法の一部を改正する法律	三、二九	三、三二	四一
二〇	砂糖消費税法の一部を改正する法律	三、二九	三、三二	四四
二一	骨牌税法の一部を改正する法律	三、三二	三、三二	四三
二二	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律	三、二九	四、一	五五
二三	学校教育法の一部を改正する法律	三、二九	三、三二	一九
二四	国立学校設置法の一部を改正する法律	三、二九	三、三二	一六
二五	公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律	三、二九	三、三二	二〇
二六	昭和二十八年の風水害及び冷害による被害農家等に対しまして米麦を特別価格で売り渡したことから食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律	三、一〇	三、一八	四
二七	交通事故即決裁判手続法	五、七	五、一八	一二三
二八	特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法	三、一	三、五	一
二九	物品税法の一部を改正する法律	三、三〇	三、三一	四六
三〇	入場税法	五、七	五、一三	九六
三一	警察法	六、七	六、八	一六三

三七	警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律	六七	六八	一六三
三三	国民金融公庫法の一部を改正する法律	三、三〇	三、三一	五〇
三四	財政法第四十二条の特例に関する法律	三、二九	三、三一	三一
三五	日本銀行券預入令等を廃止する法律	四、三	四、一〇	六六
三六	当せん金附証票法の一部を改正する法律	三、六	三、一五	二
三七	中央企業金融公庫法の一部を改正する法律	三、三〇	四、一	五九
三八	中小企業信用保険法の一部を改正する法律	三、二九	三、三一	二三
三九	い、や、し、織維品の課税に関する法律案	未了		
四〇	義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律	五、二九	六、三	一五七
四一	教育公務員特例法の一部を改正する法律	五、二九	六、三	一五六
四二	日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律	三、三〇	三、三一	三〇
四三	外国人登録法の一部を改正する法律	四、一五	四、二〇	七〇
四四	農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律	三、二九	三、三一	二二
四五	開拓融資保証法の一部を改正する法律	三、二九	三、三一	一七
四六	身体障害者福祉法の一部を改正する法律	三、三〇	三、三一	二八
四七	児童福祉法の一部を改正する法律	三、三〇	三、三一	二六

四八	統計法の一部を改正する法律	四、三	四、七	六五
四九	補助金等の臨時特例等に関する法律	五、一八	五、二八	一二九
五〇	農産物検査法の一部を改正する法律	三、三〇	三、三一	四八
五一	刑法の一部を改正する法律	四、一	四、一	五七
五二	執行猶予者保護観察法	四、一	四、一	五八
五三	租税特別措置法の一部を改正する法律	三、三一	三、三一	三七
五四	食糧管理特別会計法の一部を改正する法律	三、三〇	三、三一	四九
五五	消費生活協同組合法の一部を改正する法律	四、二二	四、三〇	八二
五六	地方税法の一部を改正する法律	五、一三	五、一三	九五
五七	輸出保険法の一部を改正する法律	三、二三	三、二九	一三
五八	郵便振替貯金法の一部を改正する法律	三、二九	三、三一	二四
五九	郵便為替法の一部を改正する法律	三、二四	三、二九	一五
六〇	郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律	三、二四	三、二九	一四
六一	揮發油税法の一部を改正する法律	三、二九	三、三一	四五
六二	外務省設置法等の一部を改正する法律	三、二七	三、二四	一一
六三	犯罪者予防更生法の一部を改正する法律	三、二九	三、三一	一八

六四	国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律	三、二九	三、三二	二三
六五	関税法	三、二七	四、二	六一
六六	入場譲與税法	五、一三	五、一五	一〇二
六七	国税徴収法の一部を改正する法律	三、二九	三、三一	三五
六八	未婚遺者留守家族等援護法の一部を改正する法律	三、三〇	三、三一	二九
六九	港域法の一部を改正する法律	三、一二	三、二〇	七
七〇	刑事訴訟法第九十四条に基く懲戒処分に関する法律	四、一	四、六	六四
七一	関税定率法の一部を改正する法律	三、二九	三、三一	四二
七二	国税収納金整理資金に関する法律	三、二九	三、三一	三六
七三	外国為替銀行法	四、三	四、一〇	六七
七四	遠洋かつお、まぐろ漁業の用に供する船舶について船舶職員法の臨時特例に関する法律	三、一二	三、二三	一〇
七五	公職選挙法の一部を改正する法律	五、二六	六、一〇	一七〇
七六	昭和二十九年年度の揮發油譲與税に関する法律	六、一五	六、二二	一九〇
七七	商品取引所法の一部を改正する法律	四、三〇	五、一〇	九三
七八	住宅金融公庫法の一部を改正する法律	四、二七	五、一	八七
七九	裁判所法の一部を改正する法律	五、二四	五、二七	一二六

八〇	民事訴訟法の一部を改正する法律	五、二四	五、二七	一二七
八一	出資の受入、預り金及び金利等取締に関する法律	五、二九	六、二三	一九五
八二	医業関係審議会設置法	五、二八	六、一	一三四
八三	医療法の一部を改正する法律	三、三〇	四、六	六三
八四	簡易生命保険法の一部を改正する法律	三、二七	三、二三	八
八五	交付税及び譲與税配付金特別會計法	五、一四	五、一五	一〇三
八六	道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律	六、一	六、二二	一九二
八七	国会議員の選挙等執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律	四、一四	四、一九	六九
八八	証券取引法の一部を改正する法律	五、二九	六、二六	一九八
八九	あへん法	四、一七	四、二三	七一
九〇	株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律	五、六	五、一七	一一〇
九一	行政機関職員定員法の一部を改正する法律	六、一五	六、一七	一八六
九二	地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律	五、一四	五、一五	一〇一
九三	裁判所職員定員法等の一部を改正する法律	六、一五	六、一七	一八七
九四	防衛廳設置法	六、二六	六、九	一六四
九五	自衛隊法	六、二六	六、九	一六五

九六	下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律	四、一	四、六	六三
九七	母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律	三、三二	三、三二	二七
九八	石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律	四、二三	五、一	八八
九九	石油資源探鉱促進臨時措置法	四、二三	五、一	八九
一〇〇	質屋営業法の一部を改正する法律	六、一五	六、二三	一九六
一〇一	国家公務員法の一部を改正する法律案	衆院経 統審査		
一〇二	運輸省設置法の一部を改正する法律		四、一四、一	五三
一〇三	航空法の一部を改正する法律	三、三二	四、一	六〇
一〇四	経済援助資金特別会計法	五、一四	五、一五	一〇四
一〇五	地方財政法の一部を改正する法律	五、二五	五、三二	一三三
一〇六	利息制限法	五、六	五、一五	一〇〇
一〇七	港湾法の一部を改正する法律	五、一〇	五、一七	一一一
一〇八	金融機関再建整備法の一部を改正する法律	五、一四	五、一五	一〇六
一〇九	旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律	五、一四	五、一五	一〇七
一一〇	保安林整備臨時措置法	四、二七	五、一	八四
一一一	閉鎖機関令の一部を改正する法律	五、一四	五、一五	一〇五

一二二	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律	四、一〇	四、一五	六八
一二三	らい予防法の一部を改正する法律	四、二三	四、二七	七七
一二四	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法	五、二九	六、九	一六六
一二五	企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法	五、三二	六、一	一四三
一二六	民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律	五、二四	五、二七	一二八
一二七	公認会計士法の一部を改正する法律	五、三三	六、二一	一七五
一二八	法務省設置法の一部を改正する法律	五、二二	六、一	一三三
一二九	船舶職員法等の一部を改正する法律	四、二三	四、二七	七八
一三〇	特別調達資金設置令等の一部を改正する法律	四、二八	五、一	八五
一三一	財政法等の一部を改正する法律	四、二八	五、八	九〇
一三二	国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律	四、二八	五、八	八六
一三三	国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律	四、二八	五、一〇	九一
一三四	厚生年金保険法	五、一五	五、一九	一一五
一三五	接収資金属等の処理に関する法律案	衆院経 統審査		
一二六	日本中央競馬会法		六、二七、一	二〇五
一二七	日本製鉄株式会社廃止法の一部を改正する法律	四、一六	四、二四	七三

一三八	土地區畫整理法	五、一〇	五、二〇	一一九
一二九	土地區畫整理法施行法	五、一三	五、二〇	一一〇
一三〇	地方公務員法の一部を改正する法律	六、一五	六、二三	一九三
一三二	船舶保険法の一部を改正する法律	五、一五	五、一九	二一六
一三三	へき地教育振興法	五、三一	六、一	一四三
一三三	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律	五、一〇	五、一八	一一三
一三四	盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律	五、二六	六、一	一四四
一三五	教育職員免許法の一部を改正する法律	五、二八	六、三	一五八
一三六	教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律	五、二八	六、三	一五九
一三七	文化財保護法の一部を改正する法律	五、二二	五、二九	一三二
一三八	航空機製造法の一部を改正する法律	五、二八	六、三	一六一
一三九	厚生年金保険及び船員保険交渉法	五、一五	五、一九	一二七
一四〇	學校給食法	五、三〇	六、三	一六〇
一四二	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特例法	五、一九	六、一	一一五
一四三	公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律	五、六	五、一五	九八
一四三	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律	五、二二	六、一	一四九

一四四	国有林野法等の一部を改正する法律	四、二四	五、一	八三
一四五	通商産業省関係法令の整理に関する法律	五、一九	六、一	一三八
一四六	建設機械抵当法	五、六	五、一五	九七
一四七	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案 衆議院 院議決 統審査	五、二六	六、一	一三九
一四八	電波対馬電報料の件を廃止する法律	五、二六	六、一	一三九
一四九	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三 条に基づく行政協定の実施に伴う公衆電気通信法等の 特例に関する法律の一部を改正する法律	五、二六	六、一	一七六
一五〇	農林省設置法の一部を改正する法律	四、二三	四、二七	七六
一五一	自治庁関係法令の整理に関する法律	四、二三	五、一	八二
一五二	国の所有に属する自動車の交換に関する法律	五、八	五、一七	一〇九
一五三	文部省関係法令の整理に関する法律	五、二八	六、一	一三五
一五四	酪農振興法	五、二九	六、一四	一八三
一五五	昭和二十九年度分の市町村民税の臨時特例に関する 法律	四、二三	四、二六	七四
一五六	運輸省関係法令の整理に関する法律	四、二八	五、一二	九三
一五七	日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリ カ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協 定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律等 の一部を改正する法律	五、二四	六、一	一五三
一五八	物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部を改 正する法律	五、八	五、一三	九四
一五九	厚生省関係法令の整理に関する法律	五、二八	六、一	一三六

一六〇	建設省関係法令整理に関する法律	五、六	六、一	一四〇
一六一	日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律	五、二五	六、二三	一九四
一六二	大蔵省関係法令の整理に関する法律	五、一四	五、二三	一二二
一六三	企業再建整備法の一部を改正する法律	六、三	六、一五	一八三
一六四	軍事郵便貯金等特別処理法	五、一四	五、一五	一〇八
一六五	国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法	五、二九	六、一	一四二
一六六	国際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律	五、一九	六、一	一五〇
一六七	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律	五、一九	五、二五	一三四
一六八	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律	六、一五	六、三二	一八八
一六九	外務省関係法律の整理に関する法律	五、二二	五、二九	一三〇
一七〇	農林省関係法令の整理に関する法律	五、一九	六、一	一三七
一七一	総理府設置法の一部を改正する法律	六、一五	七、一	二〇一
一七二	恩給法の一部を改正する法律	六、一五	六、三〇	二〇〇
一七三	元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部を改正する法律	六、一五	六、二四	一九七
一七四	航空技術審議会設置法	六、一五	七、一	二〇三
一七五	調達庁設置法等の一部を改正する法律	五、二八	六、一	一四七

提出 番号	件 名	成立 年月日	公 布 年月日	法律 番号
一七六	内閣及び総理府関係法令の整理に関する法律	六、一五	七、一	二〇三
一七七	市町村職員共済組合法	六、一五	七、一	二〇四
一七八	地方自治法の一部を改正する法律	六、一五	六、三三	一九三
一七九	日本における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律	五、三三	六、一	一四八
一八〇	水道法案	衆議院継続審査		
一八一	昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法	五、三三	六、九	一六七
一八二	蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案	衆議院継続審査		
一八三	昭和二十九年五月の北海道東南海域暴風雨による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法	五、三三	六、九	一六八
一	昭和二十八年の賞与に対する所得税の臨時特例に関する法律案	否決		
二	公海における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案	撤回		
三	科学技術庁設置法案	未了審査		
四	教育委員会法の一部を改正する法律案	未了審査		
五	教育委員会法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案	未了審査		
六	市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案	未了審査		
七	学校教育法等の一部を改正する法律案	未了審査		

八	教育公務員特例法の一部を改正する法律案	未了	審査	
九	特定の公務員の営利企業等への関与の制限に関する法律	未了	審査	
一〇	政治資金規正法の一部を改正する法律案	衆議院 継続審査		
一一	肥料取締法の一部を改正する法律	四二五	四二六	七五
一二	恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律	三二九	三三二	三五
一三	刑法の一部を改正する法律案	衆議院 継続審査		
一四	小型自動車競走法の一部を改正する法律	五二九	六一	一四六
一五	接収解除タイヤモンドの処理等に関する法律案	衆議院 継続審査		
一六	最低賃金法案	衆議院 継続審査		
一七	最低賃金保障金融公庫法案	衆議院 継続審査		
一八	最低賃金法案	衆議院 継続審査		
一九	最低賃金保障金融公庫法案	衆議院 継続審査		
二〇	外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案	未了	審査	
二一	離島振興法の一部を改正する法律	五一五	五二〇	一一八
二二	北海道開発のためにする港湾工事に關する法律の一部を改正する法律	四二八	五一八	一二四
二三	自給肥料増産特別措置法案	衆議院 継続審査		

二四	自轉車競技法等の臨時特例に關する法律	五三一	六九	一六九
二五	農民組合法案	衆議院 継続審査		
二六	当せん金附証票法の一部を改正する法律	五七	五、一五	九九
二七	輸出水産業の振興に關する法律	五二九	六二	一五四
二八	モーターボート競走法の一部を改正する法律	五二九	五、二四	一三三
二九	農業委員会法の一部を改正する法律	六九	六、一五	一八五
三〇	農業協同組合法の一部を改正する法律	六九	六、一五	一八四
三一	公職選挙法の一部を改正する法律	五、一九	五、二四	一三三
三二	国土開発中央道事業法案	衆議院 継続審査		
三三	道路整備特別措置法の一部を改正する法律	五、一九	五、二六	一二五
三四	売春等処罰法案	衆議院 継続審査		
三五	水道法案	衆議院 継続審査		
三六	中小企業安定法の一部を改正する法律	五、二六	六、一	一四五
三七	農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律	六一	六、三〇	一九九
三八	公職選挙法の一部を改正する法律案	衆議院 継続審査		
三九	砂利採取法案	参議院 継続審査		

四〇	国有財産特別措置法の一部を改正する法律	六三	六一四	一八〇
四一	北海道における国有の緊急開拓施設等の譲与に関する法律	五三九	六二	一五三
四二	結核及びらい患者福祉事業振興会法案	撤回		
四三	奄美群島復興特別措置法	六一五	六三二	一八九
四四	昭和二十九年五月の暴風雪害による被害農業者等に対する資金の融通に関する法律案	否決		
四五	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案	未了 審査		
四六	銀行法の一部を改正する法律案	衆議院 審査		
四七	国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に特例法案	衆議院 審査		
四八	宅地建物取引業法の一部を改正する法律	六三	六一二	一七八
四九	精神衛生法の一部を改正する法律	六三	六一四	一七九
五〇	憲政功労年金法	六三	六一二	一七四
五一	昭和二十九年四月及び五月における凍害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を改正する法律案	衆議院 審査		
参議院議員提出の部				
提出 番	件	成立 月日	公 布 日	法律 番
一	学校給食法案	参議院 審査		
二	国務大臣等の私企業等への関与の制限に関する法律案	未了 審査		
三	盲学校、ろう学校及び養護学校の生徒児童等に対する修学の奨励に関する法律案	未了 審査		

四	水産業協同組合法の一部を改正する法律	三二二	三二三	九
五	公職選挙法の一部を改正する法律案	参議院 審査		
六	冬季積雪地域における予算繰越の特例に関する法律案	未了 審査		
七	技術士法案	衆議院 審査		
八	人権委員会設置法案	衆議院 審査		
九	町村合併促進法の一部を改正する法律	四二七	四三〇	七九
一〇	医師法、歯科医師法及び藥事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	衆議院 審査		
一一	労働基準法の一部を改正する法律	五一二	六一〇	一七二
一二	公職選挙法の一部を改正する法律案	衆議院 審査		
一三	昭和二十九年六月に支給さるべき国家公務員の期末手当の臨時措置に関する法律案	未了 審査		
一四	職虎、臘吻獸捕獲取締法の一部を改正する法律	五二九	六一二	一五五
一五	建設業法の一部を改正する法律案	衆議院 審査		
一六	昭和二十九年の夏季の賞与に対する所得税の臨時特例に関する法律案	未了 審査		
一七	覚せい剤取締法の一部を改正する法律	五三二	六一二	一七七
一八	日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案	衆議院 審査		
一九	教育公務員特例法の一部を改正する法律	六三	六一四	一八一

二〇	中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案	参院継 統審査		
二一	中小企業等協同組合法の一部を改正する法律の施行 に關する法律案	参院継 統審査		
二二	協同組合による保険事業に關する法律案	参院継 統審査		

第十七國會提出繼續法律（案）審議經過表

衆議院議員提出の部

提出 番號	件	成立 月日	公 布 月日	法律 番號
四	昭和二十八年における冷害等による被害農業者及び被害農業者協同組合等に対する所得税及び法人税の臨時特例に關する法律案	審査 未了		
五	昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域において行方不明の母子福祉資金の貸付に關する特別措置法の一部を改正する法律案	審査 未了		
六	昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害地域における失業対策事業に關する特別措置法の一部を改正する法律案	審査 未了		
七	昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に對する資金の貸付及び補助に關する特別措置法の一部を改正する法律案	審査 未了		
八	昭和二十八年における冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に關する法律案	審査 未了		
九	昭和二十八年における冷害による被害たばこ耕作者に對する資金の融通に關する特別措置法案	審査 未了		

第十六國會提出繼續法律（案）審議經過表

内閣提出の部

提出 番號	件	成立 月日	公 布 月日	法律 番號
一六七	臨時疏安需給安定法	五三 六二〇	一七三	
一六八	疏安工業合理化及び疏安輸出調整臨時措置法	五三〇 六一〇	一七三	

衆議院議員提出の部

提出 番號	件	成立 月日	公 布 月日	法律 番號
一七	中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案	衆院継 統審査		
二七	加工水産物の輸出振興に關する法律案	審査 未了		
五〇	共同組合による金融事業に關する法律等の一部を改正する法律案	審査 未了		
五一	資金運用部資金法の一部を改正する法律案	衆院継 統審査		
五七	米麦の売渡代金に對する所得税の特例に關する法律案	審査 未了		
七七	地方自治法の一部を改正する法律案	衆院継 統審査		
八二	接收不動産に關する借地借家臨時處理法案	衆院継 統審査		
八七	地方財政再建整備法案	衆院継 統審査		

衆議院議員提出の部

提出 番號	件	成立 月日	公 布 月日	法律 番號
六	勤勞青年教育振興法案	衆院継 統審査		
七	日本国有鐵道法の一部を改正する法律案	衆院継 統審査		
一三	けい肺法案	衆院継 統審査		
一四	勞働基準法の一部を改正する法律案	衆院継 統審査		

六 その他

否決された決議案

衆議院

- ① 大達文部大臣不信任決議案（鈴木茂三郎ほか百三十四名提出）（第五号）
 - ② 犬養法務大臣不信任決議案（加藤勘十ほか百三十四名提出）（第七号）
 - ③ 吉田内閣不信任決議案（鈴木茂三郎ほか百三十四名提出）（第一号）
 - ④ 雑音による無線受信障害防止に関する決議案（原茂ほか十九名提出）（第一五号）
 - ⑤ 衆議院議長不信任決議案（八百坂正ほか百三十四名提出）（第二三三号）
- 未決となつた決議案

衆議院

- ① 造船疑獄徹底的究明に関する決議案（加藤勘十ほか六十三名提出）（第四号）
 - ② 網紀肅正に関する決議案（和田博雄ほか百三十四名提出）（第八号）
 - ③ 国際映画大会でグラン・プリ受賞者表彰に関する決議案（加藤勘十ほか六十三名提出）（第九号）
 - ④ 指揮権発動撤回に関する決議案（加藤勘十ほか百三十四名提出）（第一六号）
 - ⑤ 生活保護法の完全実施に関する決議案（岡良一ほか百三十四名提出）
 - ⑥ 総理大臣の外遊中止勧告決議案（浅沼稻次郎ほか百三十四名提出）（第二〇号）
 - ⑦ 海外派兵禁止に関する決議案（和田博雄ほか百三十四名提出）（第二一号）
- 撤回した決議案

衆議院

- ① 国民食生活改善に関する決議案（佐藤栄作ほか二名提出）（第一号）

参議院

- ① 昭和二十九年予算案に関する政府の責任追究の決議案
 - ② 法務大臣の検事総長に対する指揮権発動に関し現内閣に警告を発するの決議案
 - ③ 吉田首相が法務大臣の検事総長に対する指揮権を濫用発動せしめ以て内外に信を失墜したことに關する問責決議案
- 審議不要となつた決議案

衆議院

- ① 吉田内閣不信任決議案（三木武吉ほか七名提出）（第一二二号）
 - ② 吉田内閣不信任決議案（重光葵ほか七十四名提出）（第二三三号）
- 繼續審査となつた決算
- ① 昭和二十七年一般会計歳入歳出決算

- ② 昭和二十七年特別会計歳入歳出決算
- ③ 昭和二十七年政府関係機関決算報告書

昭和29年度修正地方財政計画

自治庁では、第19回会終了に伴い、地方財政計画を再検討していたが、この程財政規模を967,888百万円に修正決定した。

歳入

事 項	昭和29年度地方財政計画		道府県	市町村
	政 府	道 府 県		
1 地 方 税	349,252	141,084	208,168	
2 地 方 譲 与 金	23,472	23,188	284	
3 地 方 交 付 金	121,600	90,402	31,198	
4 国 庫 支 出 金	269,987	191,830	78,157	
(イ) 義務教育費国庫負担金	70,000	68,600	1,400	
(ロ) 警察費国庫補助金	2,122	1,942	180	
(ハ) その他普通補助金	57,635	34,683	22,952	
(ニ) 公共事業費補助金	129,130	81,235	47,895	
(イ) 一 般 金	69,755	42,487	27,268	
(ロ) 災 害 金	59,375	38,748	20,627	
(ハ) 失業対策事業費国庫負担金	11,100	5,370	5,730	
5 地 方 債 金	95,700	62,800	32,900	
(イ) 普通債	85,000	52,500	32,500	
(ロ) 交付金	10,700	10,300	400	
6 雑 収 入	107,827	48,645	59,182	
(イ) 使用料手数料	33,018	20,018	13,000	
(ロ) 原 料 入	74,809	28,627	46,182	
合 計	967,838	557,949	409,889	

提出

事項	項目	昭和29年度 地方財政 設計概算額	道府県	市町村
1 本年度財政規模の増減額	増減額	914,933	515,532	399,401
1 既定財政規模の増減額	増減額	14,895	4,098	10,797
2 経常業務の増減額	増減額	4,500	1,200	3,300
3 その他財源未処置または不足額	増減額	5,333	2,133	3,200
4 議員委員の報酬手当	増減額	5,062	765	4,297
5 特別職の給与等	増減額	2,929	239	2,690
6 特別職の給与等	増減額	634	47	587
7 本年度新規財政需要額	増減額	1,499	479	1,020
8 給与関係経費の増加額	増減額	37,843	21,806	16,037
9 経費改訂の平年度化に伴う給与費の増	増減額	41,424	30,777	10,647
10 給与改訂の平年度化に伴う給与費の増	増減額	40,354	29,736	10,618
11 教育職員給与法改正の平年度化に伴う給与費の増	増減額	1,070	1,041	29
12 道路の整備強化、人口等自然増加に伴う経費の増	増減額	5,145	2,098	3,047
13 公債の償還費の増減額	増減額	13,096	8,562	4,534
14 国の行政施策に伴う経費の増減額	増減額	1,186	1,356	2,544
15 法令の改廃等に伴う経費の増減額	増減額	1,060	694	366
16 補助負担金の増減に伴う経費の増減額	増減額	126	2,052	2,178
(A) 昨年度災害対策諸費の減	増減額	8,409	7,322	1,087
(B) その他	増減額	8,535	5,270	3,265
5 臨時事業費の増減額	増減額	23,008	18,273	4,735
(A) 公共事業費	増減額	12,898	10,435	2,463
(B) 災害対策費	増減額	3,074	53	3,127
(C) 特別道路整備事業費	増減額	15,972	10,382	5,590
(D) 単独事業費	増減額	1,715	772	943
(E) 特別道路整備事業費	増減額	4,124	3,577	547
(F) 単独事業費	増減額	7,701	5,033	2,668
(A) 災害	増減額	6,901	5,033	1,868

(B) その他	他	800	1	800
IV 警察制度改正による増減額	増減額	10,708	24,985	14,277
1 制度改正による増減額	増減額	8,980	23,897	14,917
2 行政整理による増減額	増減額	1,226	1,029	197
3 退職手当及び恩給費等の増減額	増減額	2,954	2,117	837
Y 節約に因る節減	増減額	12,000	5,906	6,094
1 経常経費の節減	増減額	5,000	2,700	2,300
2 臨時事業費の節減	増減額	7,000	3,206	3,794
VI 富裕団体の超過財源等の増減額	増減額	1,459	2,566	4,025
合計	増減額	967,838	557,949	409,889

七月分入場議與税配分決定

政府は七月十九日の次官会議で、七月に議与すべき入場議與税の金額を三十三億二千七百万円と決定した。

北海道	人口	總數	入場議與税額(円)
北海	四、二九五、五六七	一七、一三五、一六八	一、一八六
道	一、二八二、八六七	五、一七四、〇一八	一、一八六
青森	一、三五六、七二八	五、三二一、四五六	一、一八六
岩手	一、六六三、四四二	六、六三三、五二九	一、一八六
宮城	一、三〇九、〇三一	五、二二一、七七〇	一、一八六
秋田	一、三五七、三四九	五、四一四、五〇五	一、一八六
山形	一、三〇六、二九四	五、二二六、九六二	一、一八六
福島	一、〇三九、四一八	八、一三五、一〇五	一、一八六
茨城	一、五五〇、四六二	六、一八四、四七七	一、一八六
栃木	一、六〇一、三八〇	六、三七八、九六一	一、一八六
群馬	一、四六六、四四五	八、五三六、九四〇	一、一八六
埼玉	二、一三九、〇三七	八、五三六、九四〇	一、一八六
千葉	二、二七七、五〇〇	九、二二五、四一六	一、一八六
東京	六、二七七、五〇〇	二、二五〇、四一六	一、一八六
神奈川	二、四八七、六六五	九、二二五、四一六	一、一八六

新 富 石 福 山 長 岐 静 愛 三 滋 京 大 兵 宗 和 島 島 岡 広 山 徳 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿
 湯 山 川 井 梨 野 早 岡 知 重 買 都 坂 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島
 歌

二、四六〇、九九七
 一、〇〇八、七九〇
 九五七、二七九
 七五二、三七四
 八一、三六九
 二、〇六〇、八三一
 一、五四四、五三八
 二、四七六、四七二
 三、三九〇、五八五
 一、四六一、一九七
 八六一、一八〇
 一、八三三、九三四
 三、八五七、〇四七
 三、三〇九、九三五
 七六三、八八三
 九八三、一一三
 六〇〇、一七七
 九一二、五五一
 一、六六一、〇九九
 二、〇八一、九六七
 一、五四〇、八八二
 八七八、五一
 九四六、〇二二
 一、五二一、八七八
 八七三、八七四
 三、五三〇、一六九
 九四五、〇八二
 一、六四五、四九二
 一、八二七、五八二
 一、二五二、九九九
 一、〇九一、四二七
 二、〇八一、〇四
 九八、一七〇、〇四〇
 四〇、二四〇、九九〇
 三八、一八六、一九八
 三〇、〇一二、四六五
 三、三六五、七九六
 八二、二〇七、二七七
 六一、六一二、一六七
 九八、五八七、八九一
 一三五、二五一、六三四
 五八、二八七、六六五
 三四、三五二、七七五
 七三、一六三、三八五
 一五三、八五八、九六六
 一三二、〇三四、四七七
 三〇、四七一、五六三
 三九、一七六、八三五
 二二、九四一、二七三
 三六、四〇一、九八二
 六六、二六一、八二六
 八三、〇五〇、三九九
 六一、四六六、三二八
 三五、〇四四、一四
 三七、七三七、一五二
 六〇、七〇八、二五一
 三四、八五九、一四三
 一四〇、八一六、六八九
 三七、六九九、六五五
 六五、六三九、二五七
 七二、九〇二、八九二
 四九、九八二、五七三
 四三、五三七、四〇九
 八〇、一〇三、九七八

計

(注) 人口は昭和二十五年国勢調査による)

八三、四〇三、六二三

三、二二七、〇〇〇、〇〇〇

昭和二十九年都道府縣五大市起債 第一次承認額發表

自治庁は、七月十三日都道府県、五大市、その他に対する昭和二十九年
 年度地方債として、一般会計中の一般単独事業分五十三億七千一百万円、
 公営企業会計分百六十八億八千二百万円を承認した。その内訳は次のと
 おり。

昭和二十九年都道府縣、五大市一般單獨公 營企業起債第一次承認額一覽表 (單位百万円)

都道府縣	一般單獨事業	電氣	交通	大上水道	病院	其他	計
北海道	八二〇						八二〇
青森	八〇						八〇
岩手	七五						七五
宮城	七五						七五
秋田	六七						六七
山形	六七						六七
福島	六七						六七
茨城	六七						六七
栃木	六七						六七
群馬	六七						六七
千葉	六七						六七
埼玉	六七						六七
東京	六七						六七
神奈川	六七						六七
新潟	六七						六七

香川	二八、三七一	愛媛	三八、三八九
高知	三三、五三七	福岡	八三、七九七
佐賀	三一、二四八	長崎	三〇、〇〇〇
熊本	五五、四四四	大分	四二、二四三
宮崎	四三、八七九	鹿児島	五二、〇八二
横浜市	二五、五八四	名古屋市	二四、六一一
京都市	二七、五九二	大阪市	三三、七一一
神戸市	二二、四九〇		
合計	二、六四〇、六四四		

義務教育費國庫負擔金の配分決定

第二・四半期分義務教育費國庫負擔金（給与費）の都道府県別配分額は次のとおり。（単位百万円）

北海道	一、三六四	青森	二九六	岩手	三二四
宮城	三三八	秋田	三一	山形	三一六
福島	四二五	茨城	三五三	栃木	二七一
群馬	二九六	埼玉	四一九	千葉	三八八
東京	一、一一〇	神奈川	四六三	新潟	五八九
富山	二一三	石川	二一四	福井	一五八
山梨	一八九	長野	四七七	岐阜	三一四
静岡	四五二	愛知	六三九	三重	二八四
滋賀	一六〇	京都	三五九	大阪	七一八
兵庫	六二三	奈良	一三七	和歌山	二一三
鳥取	一三〇	島根	一九二	岡山	二八九
広島	三九二	山口	二九八	徳島	一六八
香川	一六九	愛媛	二七九	高知	一七八
福岡	七一九	佐賀	一五七	長崎	三〇八
熊本	三六〇	大分	二四七	宮崎	一九四
鹿児島	三五三				
合計	一六、八四七				



標準豫算

標準予算は予算ではない。予算を編成する上において基準となる額である。標準予算は前年度の予算を基礎としてきめる。

すなわち前年度の予算から、その年度限りの経費を落したり、従来からの計画で翌年度は減少する予定の金額もまた減らす。同時に当然増加すべきものはふやす。要するに、標準予算とは概算を作る基礎となるものである。

小笠原蔵相は八月十三日の閉議で三十年度予算の編成手続、標準予算作成の経過について説明したが、その中で、

「三十年度予算のもとになる標準予算は二千億円乃至三千億円が予想されるが、できるだけ二千億円に近い線でまとめたい。」と強調した。

一般會計歳入決算額調

全国都道府県議会議員会事務局調(単位千円)

操 入 金	操 越 金	雑 收 入	都道府県債	そ の 他	昭和27年度 決算額合計	昭和27年度 予算額合計	豫算に比し 増 減 △
240,700	785,099	2,085,674	2,377,000	—	27,293,084	29,519,795	△ 2,226,711
—	—	174,995	527,000	154,913	6,113,778	6,185,360	△ 71,582
73,559	170,198	649,504	842,000	137,260	8,165,925	8,267,390	△ 101,465
8,690	184,136	482,685	794,000	—	7,503,776	9,501,316	△ 1,997,540
1,510	69,711	528,837	986,000	265,660	9,172,543	10,132,174	△ 959,631
10	391,603	342,216	832,795	—	7,239,706	7,362,662	△ 122,956
272,637	214,257	714,618	1,138,000	—	11,150,289	11,442,225	△ 291,936
640,711	4,475,035	3,287,606	928,500	370,078	63,782,122	68,817,979	△ 5,035,857
130,939	779,116	1,055,603	491,000	—	11,683,314	12,081,424	△ 398,110
1,670	153,019	485,454	1,024,000	—	8,660,001	9,570,671	△ 910,670
34,501	193,302	1,001,355	1,082,000	—	9,369,739	10,262,189	△ 892,450
163,702	753,911	618,376	765,000	—	8,169,882	8,076,874	△ 93,008
131,732	630,418	474,093	748,000	33,231	8,800,914	9,725,346	△ 924,432
69,240	625,343	219,332	899,000	—	8,166,022	10,716,399	△ 2,550,377
74,500	299,522	196,250	534,000	—	5,166,952	5,646,414	△ 479,462
219,545	105,730	471,979	1,110,000	430,255	11,851,720	12,241,217	△ 389,497
201,003	115,735	567,545	1,646,000	449,065	13,330,316	14,426,344	△ 1,096,028
98,275	1,663,330	428,911	945,000	—	14,891,503	15,631,987	△ 740,484
—	349,175	253,717	723,000	—	7,658,077	8,061,145	△ 403,068
—	478,338	279,929	1,035,500	—	11,315,199	12,347,526	△ 1,032,327
2,000	626,797	203,974	850,000	—	8,718,245	8,835,135	△ 116,890
—	114,877	557,140	1,095,000	94,786	7,171,468	8,144,763	△ 973,295
385	64,817	202,309	550,000	315,632	5,319,014	5,535,948	△ 216,934
—	263,368	172,560	601,650	308,348	5,288,374	5,309,102	△ 20,728
—	—	504,868	596,000	1,003,483	8,584,650	8,874,962	△ 290,312
—	3,679,941	1,459,314	120,000	—	22,428,119	21,535,355	△ 892,764
3,896	29,077	311,019	1,355,500	1,193,580	15,484,237	15,981,138	△ 496,901
2,262	134,310	95,281	466,000	—	3,973,699	4,418,534	△ 474,835
32,489	161,752	555,648	739,000	—	6,831,580	7,659,321	△ 827,741
112,675	79,147	132,691	443,000	—	4,551,376	4,555,624	△ 4,248
44,100	708,626	861,873	1,298,000	—	12,808,578	13,406,964	△ 598,386
234,143	338,659	201,766	833,000	—	8,574,238	8,871,777	△ 297,539
100	69,027	193,688	688,500	—	4,465,742	4,762,903	△ 297,161
695	355,510	246,663	631,000	—	6,025,205	6,199,992	△ 174,787
14,951	932,408	285,730	1,510,000	180,097	12,431,341	12,863,649	△ 432,308
4,000	422,017	407,319	620,000	—	5,796,886	5,946,385	△ 149,499
5,746	215,998	180,816	1,022,000	—	6,430,398	6,397,394	△ 33,004
43,903	337,486	195,370	797,000	—	6,091,322	6,274,020	△ 182,698
42,187	490,676	182,585	1,034,500	—	8,534,097	8,546,159	△ 12,062
111,831	786,794	845,095	1,147,000	—	17,064,072	17,059,455	△ 4,617
64,331	359,115	218,703	732,000	—	7,109,470	7,967,504	△ 858,034
—	182,743	243,922	539,000	—	5,050,149	5,296,695	△ 246,546
9,091	376,966	278,616	521,000	—	6,846,498	7,245,628	△ 399,130
10,925	137,340	415,554	886,000	—	6,753,522	6,945,481	△ 191,959
756	470,713	271,414	660,000	—	8,129,373	8,274,822	△ 145,449
51,238	4,253	531,256	1,035,080	251,968	9,270,621	9,768,788	△ 498,167
3,154,658	23,780,395	24,086,853	40,213,946	5,188,386	479,217,136	506,723,935	△ 27,506,799
68,579	516,965	523,606	874,216	112,791	10,417,764	11,015,738	△ 597,974

昭和 27 年度 全國 都道府縣

區分 府縣別	都道府縣稅	地方財政 平衡交付金	公營企業及 び財産收入	分擔金及び 負擔金	使用料及び 手数料	國庫支出金	寄附金
北海道 北海 道 青森 秋田 宮城 山形 福島	6,203,850 858,524 1,011,661 804,518 1,377,071 705,054 1,542,409	7,241,126 2,438,786 2,767,098 2,583,168 2,736,812 2,591,479 3,654,458	155,847 58,017 38,674 81,331 47,410 29,613 25,259	206,693 13,448 36,572 72,810 98,494 72,597 42,957	690,282 238,038 233,461 189,988 246,614 199,783 430,872	7,215,760 1,566,876 2,158,244 2,219,378 2,773,265 1,988,881 2,826,308	91,053 83,181 47,694 83,072 41,159 85,674 288,514
東京都 神奈川 千代田 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 山梨 長野	41,367,521 6,550,412 1,595,153 1,252,049 1,476,207 2,206,174 1,438,094 620,319 1,844,459 2,392,884	— 431,704 2,881,505 3,107,105 2,248,784 2,609,482 2,359,064 1,704,869 3,515,417 3,512,518	1,085,219 14,920 203,688 40,437 31,819 122,567 113,804 9,206 104,140 37,637	80,350 62,703 222,014 191,755 49,849 77,781 60,200 32,185 61,184 48,922	2,739,106 255,035 272,248 269,579 238,684 212,160 347,289 229,064 613,921 372,567	8,772,428 1,783,610 1,748,452 2,197,656 1,753,874 1,385,164 1,979,265 1,386,452 3,127,333 3,636,237	35,568 117,272 71,798 — 69,676 170,082 55,391 80,585 247,757 350,203
愛媛 三岐 富山 石川 福井	7,372,403 1,726,603 3,855,792 1,823,658 1,222,953 1,176,959 845,486	968,361 1,889,355 2,161,363 2,253,924 1,459,815 1,452,469 1,467,511	70,620 31,498 95,204 58,290 11,272 12,755 25,328	26,625 119,625 282,446 40,475 5,151 17,752 43,423	332,279 226,937 429,956 300,299 275,518 132,425 116,130	2,840,260 2,083,985 2,595,886 2,114,313 2,192,804 1,327,665 1,380,650	145,439 254,182 98,785 444,515 142,152 60,816 63,920
京都市 大阪府 兵衛 奈良 和歌山 滋賀	3,522,542 12,705,788 6,837,321 633,028 1,358,981 772,970	865,318 — 1,334,560 1,321,570 1,723,274 1,439,084	83,604 282,694 246,161 38,629 24,309 25,803	80,647 319,665 316,201 8,541 1,957 8,416	212,739 397,589 521,847 194,731 151,896 129,467	1,699,357 3,445,078 3,174,614 1,049,032 1,917,056 1,288,649	16,092 18,050 150,461 30,315 165,218 119,474
広島県 岡山県 鳥取県 島根県 山口県	2,558,490 1,881,167 388,647 683,375 2,174,188	2,659,051 2,452,412 1,489,958 1,872,570 1,997,810	71,740 14,356 19,000 15,461 37,988	182,954 95,065 48,798 — 57,617	316,270 248,815 119,152 142,439 316,023	4,036,621 2,192,000 1,376,184 1,954,135 4,260,066	70,853 82,855 72,678 122,367 664,463
香川県 徳島県 高松市 愛媛県	807,654 712,146 699,260 1,408,877	1,554,414 1,752,054 1,740,241 2,350,983	26,929 44,495 1,164 28,127	102,021 77,848 9,312 130,690	139,718 107,851 152,991 200,397	1,522,693 2,216,249 2,045,337 2,581,625	190,121 95,195 69,258 83,450
福井県 大分県 佐賀県 長崎県 宮崎県 熊本県 鹿児島県	7,628,264 1,206,091 831,003 1,783,110 942,603 1,588,873 1,007,338	2,239,437 2,101,021 1,520,717 1,982,066 1,800,307 2,627,562 3,133,041	132,626 45,574 24,081 30,508 71,130 45,310 6,500	146,614 110,043 69,538 30,629 77,077 75,196 223,051	594,728 240,310 133,769 174,846 224,334 248,345 227,429	3,329,761 1,986,024 1,470,918 1,419,881 2,166,756 2,021,244 2,776,433	91,922 46,258 34,458 239,785 21,496 119,960 23,114
全國合計	143,411,929	97,993,633	3,821,734	4,137,891	14,787,921	112,984,459	5,656,331
一都道府縣 平均額	3,117,651	2,130,296	83,081	89,954	321,477	2,456,184	122,664

一般會計歳出決算額調

全国都道府県議会議長会事務局調 (単位千円)

財産費	統計調査費	選挙費	公債費	諸支出金	豫備費	その他	昭和27年度 決算額合計	昭和27年度 決算額合計	差引豫算 残 額
199,626	33,515	130,766	331,027	1,198,464	—	313,364	26,812,067	29,519,795	2,707,728
22,027	15,864	34,212	85,854	124,914	—	25,368	6,113,778	6,185,360	71,582
10,440	7,989	39,298	187,896	149,068	—	580,428	8,165,925	8,267,390	101,465
8,586	8,002	34,247	191,796	110,604	—	—	7,503,776	9,501,316	1,997,540
5,001	10,854	43,088	173,320	222,438	—	—	9,172,543	10,132,174	959,631
33,949	14,185	35,630	128,185	86,965	—	—	7,126,482	7,362,662	236,180
122,681	10,809	59,857	137,392	512,334	—	2,304,791	11,136,400	11,442,225	305,825
—	38,491	159,669	1,269,154	1,451,564	—	1,331,631	61,105,309	68,817,971	7,712,670
3,741	9,914	61,036	121,224	524,997	—	—	10,887,506	12,081,424	1,193,918
44,924	9,451	42,091	140,443	211,638	—	—	8,651,717	9,570,671	918,954
1,737	11,309	55,078	136,733	116,789	—	11,219	9,264,900	10,262,189	997,289
66,410	13,458	35,221	179,099	404,120	—	815,787	7,341,219	8,076,874	735,655
19,434	6,657	51,515	87,158	202,367	—	288,252	8,255,842	9,725,346	1,469,504
5,913	6,527	50,156	216,909	105,212	—	—	7,782,737	10,716,399	2,933,662
17,431	7,845	21,524	78,916	140,149	—	23,328	5,084,503	5,646,414	561,911
12,843	18,775	55,680	166,836	237,476	—	1,157,316	11,851,721	12,092,525	240,804
7,534	6,753	51,565	236,536	293,418	—	76,770	13,330,316	14,426,344	1,096,028
92,486	40,981	74,207	168,453	679,736	—	218,115	14,163,600	15,631,987	1,468,387
25,753	10,956	41,854	101,194	212,695	—	—	7,622,379	8,061,145	438,766
5,682	8,193	68,568	124,946	167,936	—	—	10,862,695	12,347,526	1,484,831
7,376	9,893	39,063	126,553	191,026	—	—	8,326,630	8,835,135	508,505
24,093	6,804	35,008	175,662	387,666	—	485,350	7,171,468	8,144,763	973,295
41,939	12,492	28,419	110,054	231,430	—	—	5,319,014	5,535,948	216,934
28,622	13,885	21,939	183,469	82,986	—	—	5,056,237	5,309,102	252,865
8,955	10,708	50,385	163,396	377,592	—	—	8,584,650	8,874,962	290,312
10,118	18,064	99,731	2,969	1,235,021	—	—	20,659,237	21,535,355	876,118
25,013	31,793	83,793	356,627	429,552	—	—	15,484,237	15,981,138	496,901
18,263	14,680	26,549	57,699	47,663	—	7,742	3,973,358	4,448,534	475,176
93,243	6,683	26,302	123,014	401,065	—	—	6,687,438	7,659,321	971,883
4,244	14,107	19,471	66,835	194,621	—	—	4,452,585	4,556,624	103,039
16,370	17,857	55,461	441,867	237,088	—	—	12,521,769	13,406,964	885,195
80,257	7,335	48,592	81,933	593,488	—	—	8,461,107	8,871,777	410,670
16,665	10,229	18,763	93,751	122,015	—	—	4,456,823	4,762,903	306,080
46,268	4,754	30,430	155,919	177,608	—	11,395	5,835,508	6,199,992	364,484
276,513	8,892	48,197	261,956	142,692	—	—	11,650,039	12,863,649	1,213,610
43,446	9,730	25,653	72,301	108,502	—	190,597	5,452,218	5,946,385	494,167
7,360	11,031	22,912	136,245	79,050	—	—	6,290,136	6,339,445	49,309
3,997	11,405	21,619	164,588	131,313	—	—	5,689,854	6,274,020	584,166
3,126	15,172	35,068	140,229	73,082	—	502,377	8,317,898	8,546,159	228,261
14,214	24,402	71,740	268,505	626,341	—	—	15,829,840	17,059,455	1,229,615
12,923	4,526	32,679	230,769	111,763	—	—	6,920,790	7,967,504	1,046,714
1,678	11,866	24,203	131,653	97,307	—	—	5,050,149	5,296,695	246,546
1,229	11,768	50,620	97,520	228,064	—	—	6,666,810	7,245,628	578,818
17,764	4,948	23,601	126,474	396,807	—	1,731	6,463,899	6,945,481	481,582
10,411	17,487	61,560	109,213	121,889	—	682,096	7,917,747	8,274,822	357,075
82,494	9,574	45,863	157,154	346,499	—	201,641	9,270,621	9,768,788	498,167
1,602,779	610,613	2,193,883	8,299,126	14,324,614	—	9,229,298	464,745,477	506,517,294	41,771,817
34,843	13,274	47,693	180,416	311,405	—	200,637	10,103,163	11,011,246	908,083

昭和27年度全國都道府縣

科目 府縣名	議會費	都道府縣 廳費	警察消防費	土木費	教育費	社會及勞 働施設費	保健衛生費	産業經濟費
北海 道 道森手田域形島	131,927 48,980 48,442 55,748 52,860 33,262 45,968	2,497,656 437,122 606,944 736,012 722,597 640,756 951,735	65,982 27,472 4,986 25,362 26,855 13,660 35,608	3,445,363 792,005 1,175,958 1,416,549 1,837,837 1,221,731 711,692	9,010,904 2,301,895 2,735,322 2,473,641 2,792,599 2,757,568 3,982,622	2,158,647 651,420 536,860 598,674 943,811 481,328 1,066,535	843,791 191,261 211,408 175,872 385,308 268,240 230,670	6,451,035 1,355,384 1,870,886 1,668,683 1,955,975 1,411,023 963,706
東神奈川 沖葉城木玉馬梨野潟	171,289 64,992 35,839 35,302 34,272 42,745 40,462 35,270 68,033 60,463	9,248,888 1,486,047 733,219 667,004 487,438 1,011,131 771,877 520,472 808,174 993,359	11,687,992 29,022 8,483 10,100 18,023 15,701 8,678 10,406 12,043 10,936	6,998,280 1,739,793 1,729,678 1,737,162 704,892 1,019,680 1,723,238 973,879 1,742,716 2,976,385	15,342,308 3,870,255 3,626,478 3,217,480 2,504,220 3,488,501 2,805,618 1,749,869 4,206,716 4,577,531	8,778,448 1,219,329 502,974 794,192 465,798 558,392 608,633 387,641 986,583 961,361	3,438,434 316,793 265,646 342,275 234,471 305,150 180,926 186,731 474,437 449,689	1,189,161 1,440,963 1,300,853 2,128,520 1,378,010 1,159,209 1,258,588 931,042 1,904,093 2,628,016
愛三靜岐富石福 重岡阜山川井	98,018 43,242 43,771 42,810 41,188 28,201 26,988	861,013 781,072 864,309 822,163 552,129 236,909 374,714	42,072 19,735 45,478 12,751 29,624 17,437 21,494	2,258,139 1,559,737 2,358,962 2,011,191 1,661,376 1,087,394 1,005,366	5,604,552 2,578,043 4,273,233 2,784,249 1,588,082 1,687,061 1,433,767	1,182,118 555,692 661,465 498,422 460,448 453,176 391,437	555,472 187,792 251,784 141,983 122,990 211,614 209,232	2,288,238 1,504,614 1,988,368 1,639,150 1,601,048 1,172,888 1,262,738
京大兵奈和滋 都阪庫良山賀	73,863 150,327 107,905 38,755 34,954 23,149	1,035,390 2,532,899 1,666,023 377,931 591,078 479,348	13,194 47,043 39,689 11,563 34,562 20,462	1,043,284 3,870,675 2,870,345 751,972 1,503,162 759,007	3,625,700 7,831,906 6,323,742 1,467,220 2,066,661 1,580,824	820,633 2,567,179 1,265,798 363,359 522,082 382,740	251,063 622,549 437,615 182,405 168,893 73,046	1,110,487 1,670,756 1,846,342 607,557 1,115,739 834,731
廣岡島島山 島山取根口	56,652 43,355 34,850 36,271 69,733	995,899 790,046 349,427 626,110 994,854	16,246 12,743 5,833 10,823 29,670	3,231,341 1,571,646 1,123,900 1,333,098 4,213,380	3,867,271 2,712,078 1,301,507 1,741,349 3,314,110	933,649 757,225 288,878 346,063 504,642	266,799 278,564 142,180 150,391 201,329	2,385,569 1,483,845 948,825 1,165,029 1,584,071
香德高愛 川島知媛	31,382 26,403 31,511 42,225	496,861 462,488 510,293 319,836	10,806 23,050 5,679 8,630	995,052 1,993,159 1,830,135 2,005,951	1,666,971 1,714,029 1,563,734 2,499,257	324,287 443,361 445,968 571,571	95,313 127,611 180,590 294,355	1,381,317 1,243,437 789,022 1,806,019
福大佐長宮熊鹿 岡分賀崎崎本島	89,971 44,528 28,942 50,621 66,104 64,404 45,909	1,190,636 322,335 379,617 876,087 576,035 767,300 434,235	22,790 6,326 4,270 8,263 19,956 12,891 25,344	2,533,210 1,819,269 1,121,791 1,196,361 1,473,868 931,485 1,966,171	6,792,269 2,419,965 1,669,053 2,670,443 1,840,328 3,124,968 3,831,952	1,320,904 368,422 376,092 478,804 458,949 528,434 642,506	701,885 245,685 179,935 177,967 157,904 211,548 250,961	2,172,973 1,301,600 1,023,742 819,063 1,329,430 1,274,061 1,730,318
全國合計	2,491,886	44,587,468	12,589,733	84,027,215	156,517,851	40,614,930	15,579,957	72,076,124
一都道府縣 平均額	54,171	969,294	273,690	1,826,678	3,402,562	882,933	338,695	1,566,872

縣特別會計決算額調

全国都道府県議会議長会事務局調 (単位千円)

重 要 會 計 別 内 容										
費	競	輪	費	計	別	内	電	氣	事	業
比較増減額	歳入額	歳出額	比較増減額	歳入額	歳出額	比較増減額	歳入額	歳出額	比較増減額	費
0	646,102	644,835	1,267	1,608,917	1,527,073	81,844	212,493	199,173	13,320	
659	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
222	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
815	—	—	—	37,809	37,712	97	67,070	66,345	725	
10,493	330,034	329,198	836	5,421	3,802	1,619	501	501	0	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	5,461,207	5,432,586	28,621	—	—	—	—	—	—	—
—	1,505,457	1,388,713	116,744	16,773	10,781	5,992	—	—	—	—
—	1,121,001	1,119,981	1,020	15,673	13,592	2,081	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	1,435	1,435	0	
—	1,181,135	1,141,522	39,613	1,689	629	1,060	—	—	—	—
131	—	—	—	18,981	15,483	3,498	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
0	—	—	—	68,876	68,220	656	4,500	4,185	315	
—	—	—	—	—	—	—	1,354,108	1,177,460	176,648	
—	775,988	756,501	19,487	—	—	—	—	—	—	—
344	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14,517	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
693	—	—	—	—	—	—	78,053	75,587	2,466	
881	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3,811	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	963,922	963,493	429	—	—	—	—	—	—	—
—	1,272,407	1,272,407	0	—	—	—	—	—	—	—
35,529	1,127,676	1,121,192	6,484	—	—	—	2,416	2,387	29	
0	346,469	346,454	15	—	—	—	—	—	—	—
11,118	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
0	—	—	—	9,473	7,867	1,606	—	—	—	—
2,085	—	—	—	—	—	—	162,291	162,266	25	
51,612	62,374	62,374	0	12,343	9,322	3,021	192,793	192,793	0	
33,092	86,347	86,046	301	—	—	—	—	—	—	—
145	—	—	—	16,932	7,816	9,116	993,027	988,631	4,396	
20,845	—	—	—	9,283	8,851	432	13,117	429,588	△ 416,471	
—	—	—	—	1,469	1,303	166	570,296	536,089	34,207	
—	618,058	611,223	6,835	—	—	—	—	—	—	—
367	108,523	97,930	10,593	76,647	62,079	14,568	145,039	134,712	10,327	
4,617	85,205	85,205	0	—	—	—	—	—	—	—
22,039	—	—	—	29,797	23,131	6,666	914,691	858,668	56,023	
0	—	—	—	—	—	—	116,558	116,558	0	
214,015	15,691,905	15,459,660	232,245	1,930,083	1,797,661	132,422	4,828,388	4,946,378	△ 117,990	
4,652	341,128	336,080	5,048	41,958	39,080	2,878	104,965	107,530	2,565	

昭和27年度全國都道府

府縣別	科目	特別會計の總額				右の馬費			の病院	
		會計數	歳入額	歳出額	比較増減額	歳入額	歳出額	比較増減額	歳入額	歳出額
北海道 青森 秋田 岩手 宮城 山形 福島	道	15	3,893,725	3,691,925	201,800	176,319	176,319	0	135,544	135,544
		4	166,158	164,525	1,633	—	—	—	100,320	99,661
		3	849,466	849,203	263	17,504	17,245	259	803,815	803,815
		4	117,819	116,495	1,324	4,265	4,264	1	103,924	103,702
		7	171,229	156,214	15,015	6,154	6,154	0	—	—
		12	377,876	371,086	6,790	24,888	24,680	208	18,632	17,817
		10	1,146,636	1,126,394	20,242	212	212	0	260,601	250,108
東部 神奈川 千葉 茨城 栃木 群馬 山梨 長野	道	—	8,046,465	8,008,106	38,359	785,000	781,341	4,659	—	—
		12	3,601,608	3,181,401	420,207	742,622	705,286	37,336	—	—
		9	2,163,115	2,146,644	16,471	491,745	491,745	0	—	—
		7	413,093	402,818	10,275	—	—	—	—	—
		10	513,494	484,353	29,141	—	—	—	—	—
		12	2,427,832	2,285,213	142,619	366,118	361,808	4,310	—	—
		5	273,610	257,329	16,281	194,177	184,591	9,586	2,602	2,471
		7	481,102	406,493	74,609	—	—	—	—	—
		7	377,159	367,343	9,816	—	—	—	—	—
		11	2,212,076	2,022,850	189,226	210,793	207,800	2,993	348,108	348,108
		愛知 三重 静岡 岐阜 富山 石川 福井	道	13	1,619,427	1,496,679	122,748	241,423	241,423	0
4	506,713			504,245	2,468	238	0	238	—	—
5	150,280			145,960	4,320	49,510	49,238	272	35,677	35,333
9	404,028			359,798	44,230	135,213	134,119	1,094	107,768	93,251
12	375,481			362,324	13,157	—	—	—	142,900	142,207
9	89,008			86,146	2,862	44,251	44,164	87	23,661	22,780
14	437,897			429,718	8,179	54,922	54,843	79	67,514	63,703
京大 兵部 宗良 和山 澄賀	道	4	1,471,153	1,466,634	4,519	126,140	125,257	883	—	—
		4	2,237,177	2,197,934	39,243	196,918	196,918	0	—	—
		16	2,295,435	2,225,032	70,403	454,556	446,761	7,795	347,006	311,477
		5	468,055	464,067	3,988	451,876	451,876	0	—	—
		6	637,327	596,197	41,130	—	—	—	—	—
		11	613,928	602,652	11,276	411	404	7	6,473	6,473
広岡 岡島 鳥山	道	17	691,886	654,975	36,911	77,358	77,353	5	157,310	146,192
		22	2,429,876	2,347,288	82,588	100,976	91,027	9,949	—	—
		11	507,888	505,333	2,555	—	—	—	199,944	199,944
		13	339,551	330,789	8,762	—	—	—	41,973	39,888
		8	644,125	572,902	71,223	277,364	276,234	1,130	159,485	107,873
香徳 徳高 高愛	道	6	309,119	269,751	39,368	58,384	58,383	1	143,934	110,842
		13	1,129,361	1,085,350	44,011	48,601	48,140	461	—	—
		8	274,614	680,737	406,123	139,308	135,253	4,055	37,379	57,234
		10	783,350	712,035	71,315	40,655	40,655	0	115,934	95,089
福大 大佐 佐長 宮宮 熊鹿	道	25	1,796,887	1,747,790	49,097	585,228	572,987	12,241	—	—
		6	401,515	374,054	27,461	217	200	17	51,748	51,381
		6	502,578	444,960	57,618	154,480	153,949	531	129,935	125,318
		14	215,918	208,383	7,535	20,387	18,946	1,441	—	—
		7	1,149,252	1,060,943	88,309	6,598	6,592	6	175,066	154,027
		5	200,889	196,993	3,896	69,953	68,603	1,350	—	—
		5	197,122	188,229	8,893	7,187	7,187	0	142,913	142,913
全 国 合 計		423	50,112,303	48,356,290	1,756,013	6,362,951	6,261,957	100,994	3,881,166	3,667,151
一都道府縣平均		9	1,089,398	1,051,224	38,174	138,325	136,129	2,196	84,373	79,721

一般會計歳入豫算額調 (昭和29年3月31日現在最終予算)

全国都道府県議会議員会事務局調 (単位千円)

繰入金	繰越金	雑収入	都道府県債	その他	昭和28年度 最終豫算額 合 計	昭和27年度 決算額合計	比較増減△
87,091	481,017	2,136,036	5,022,000	—	37,299,344	27,293,084	10,006,260
—	—	215,361	824,000	—	8,696,784	6,113,778	2,583,006
71,300	—	437,074	1,381,200	—	10,644,860	8,165,925	2,478,935
15,722	—	288,014	1,738,663	—	10,975,266	7,503,776	3,471,490
5,488	—	631,790	1,927,782	—	12,913,757	9,172,543	3,741,214
13,140	113,224	406,607	1,239,582	—	9,680,762	7,239,706	2,441,056
322,340	13,889	1,086,331	1,728,000	—	15,615,744	11,150,289	4,465,455
1,293,628	2,681,892	4,935,642	4,742,000	2,195,885	83,184,441	63,782,122	19,402,319
611,937	739,193	1,401,613	1,039,799	—	16,722,656	11,683,314	5,039,342
23,799	262,525	588,300	1,772,400	—	12,158,869	8,660,001	3,498,868
33,730	104,839	1,057,196	2,336,623	—	11,220,153	9,369,739	1,850,414
235,900	405,989	834,512	804,500	—	7,456,824	8,169,882	△ 713,058
176,172	533,279	819,327	1,636,380	35,920	11,306,539	3,800,914	2,505,625
91,240	383,286	261,748	1,220,000	—	10,278,045	8,166,022	2,112,023
125,000	82,444	656,931	947,000	9,236	7,603,116	5,166,952	2,436,164
377,765	148,693	693,386	3,051,980	—	17,621,845	11,421,465	6,200,380
307,896	—	603,407	2,688,830	—	18,366,696	12,881,251	5,485,445
108,926	723,181	775,166	3,080,000	—	24,038,446	14,891,503	9,146,943
5,542	39,164	247,723	4,310,820	—	14,903,728	7,658,077	7,245,651
—	452,504	517,708	2,119,080	—	15,645,331	11,315,199	4,330,132
3,000	391,108	330,998	1,360,440	—	10,978,130	8,718,245	2,259,885
5,735	—	530,413	2,039,000	—	9,529,028	7,076,682	2,452,346
1,436	—	235,935	990,700	318,591	7,273,475	5,319,014	1,954,461
31,000	232,136	139,326	1,015,000	386,876	7,219,559	5,288,374	1,931,185
—	1	1,412,943	3,698,000	—	16,389,500	8,584,650	7,804,850
15,603	1,768,882	790,368	717,750	—	25,903,954	22,428,119	3,475,835
34,700	—	422,745	2,016,000	—	19,190,078	15,484,237	3,705,841
—	1	114,725	1,421,837	—	7,745,865	3,973,699	3,772,166
34,183	320,498	1,413,069	3,055,000	—	22,496,378	6,831,580	15,664,798
28,003	43,166	169,075	923,000	—	6,224,276	4,551,376	1,672,900
6,000	286,641	1,031,269	1,959,000	—	15,325,042	12,808,578	2,516,464
206,327	116,732	246,646	1,466,000	—	10,567,645	8,574,238	1,993,407
1,100	37,399	112,089	855,611	—	5,407,433	4,465,742	941,691
3,740	147,825	267,201	847,940	—	6,735,056	6,025,205	709,851
13,500	781,301	282,684	2,484,250	226,204	15,044,684	12,431,341	2,613,343
3,302	344,668	440,634	852,360	—	6,555,406	5,796,886	753,520
24,279	140,263	185,108	1,336,300	—	8,125,904	6,430,398	1,695,506
123,072	393,045	208,942	1,059,634	—	7,974,535	6,091,322	1,883,218
68,516	216,199	229,384	1,388,000	—	9,863,132	8,534,097	1,329,035
22,326	1,234,232	1,109,634	1,713,540	—	20,284,000	17,064,072	3,219,928
7,076	224,042	415,583	1,611,500	—	9,962,418	7,109,470	2,852,948
—	—	346,884	1,451,500	—	8,232,212	5,050,149	3,182,063
6,160	242,293	499,999	887,500	—	9,467,942	6,846,498	2,621,444
2,700	289,622	235,581	909,000	—	7,897,786	6,753,522	1,144,264
1,150	211,626	208,052	3,498,179	—	13,043,750	8,129,373	4,914,377
—	—	669,868	1,400,598	—	11,817,301	9,270,621	2,546,680
4,549,524	14,586,799	30,641,026	84,568,278	3,172,712	655,587,695	478,243,030	177,344,665
98,903	317,104	666,109	1,838,441	68,972	14,251,906	10,396,588	3,855,318

昭和28年度全國都道府縣

府縣別	區分	都道府縣稅	地方財政 平衡交付金	公營企業及 財產收入	分擔金及 負擔金	使用料及 手数料	國庫支出金	寄附金
北海	道	6,301,571	6,405,823	157,840	396,768	867,420	15,246,933	196,845
青森	道	818,115	2,595,545	63,325	106,372	311,648	3,744,633	12,785
岩手	道	927,114	2,856,920	118,265	59,275	300,523	4,436,480	56,709
秋田	道	792,818	3,171,903	121,077	74,301	247,713	4,421,396	103,659
宮城	道	1,384,065	3,200,954	139,661	153,938	359,546	5,037,159	73,374
山形	道	734,440	2,568,000	14,852	245,580	253,000	3,932,632	169,705
福島	道	1,520,182	3,840,832	57,970	35,054	555,994	5,928,445	526,707
東京	都	44,300,061	—	2,362,088	83,345	3,333,494	17,206,417	49,989
神奈川	都	6,600,536	—	137,324	76,266	328,700	5,576,945	210,343
千葉	都	1,809,549	2,499,748	228,189	348,887	349,982	4,172,516	102,974
茨城	都	1,270,000	2,997,693	68,763	259,116	321,869	2,970,324	—
栃木	都	1,350,000	1,000,813	33,744	82,245	290,407	2,332,133	86,581
埼玉	都	1,969,845	2,212,785	303,850	100,230	266,917	3,078,092	173,742
群馬	都	1,401,019	2,196,625	98,796	116,130	441,914	3,959,123	108,164
山梨	都	649,500	1,757,503	11,409	21,088	326,162	2,900,648	116,195
長野	都	1,712,500	3,773,393	229,498	65,933	749,314	6,471,019	348,364
新潟	都	2,320,619	4,539,910	88,867	101,920	519,490	6,668,657	527,100
愛知	都	7,348,958	3,368,060	204,803	29,146	497,707	7,715,599	186,900
三重	都	1,844,258	1,820,170	29,451	173,421	324,270	5,787,507	321,402
靜岡	都	3,883,600	1,470,705	174,147	335,894	544,456	5,992,878	154,359
岐阜	都	1,753,173	1,891,970	12,728	52,849	414,845	4,104,895	662,124
富山	都	1,175,047	1,710,625	22,500	4,443	350,895	3,479,789	210,581
石川	都	1,080,216	1,313,333	19,660	22,916	156,762	3,044,038	89,888
福井	都	731,411	1,364,805	15,201	77,728	151,925	3,025,306	48,845
京都	都	3,985,800	887,000	151,544	56,642	246,492	5,929,895	21,184
大阪	都	13,594,800	—	384,726	771,714	482,303	7,377,584	224
兵庫	都	7,239,699	1,940,000	248,179	251,804	702,784	6,125,914	208,253
奈良	都	669,560	1,245,178	43,893	20,120	267,586	3,905,141	57,824
和歌山	都	1,377,295	1,512,822	107,702	675	219,305	13,927,931	527,898
滋賀	都	909,419	1,178,149	33,778	10,338	159,618	2,645,220	124,510
廣島	都	3,230,026	2,062,452	96,572	265,094	408,341	5,844,046	135,601
岡山	都	1,819,000	2,038,493	90,931	183,255	347,160	3,901,463	151,638
鳥取	都	444,801	1,395,861	21,436	44,640	166,981	2,195,785	131,730
島根	都	680,422	1,883,108	21,160	—	204,129	2,445,280	234,251
山口	都	2,511,654	1,430,201	11,274	89,295	407,221	6,035,973	771,127
香川	都	720,000	1,448,800	71,385	40,550	188,387	2,255,564	189,756
德島	都	596,200	1,989,223	51,685	94,031	149,253	3,430,670	128,892
高松	都	708,758	1,719,298	4,883	19,806	194,175	3,402,127	140,795
愛媛	都	1,088,482	2,179,205	30,180	238,867	332,836	3,967,307	124,156
福岡	都	6,640,000	1,451,563	128,511	217,705	806,778	6,776,576	183,139
大分	都	1,091,885	1,875,489	70,780	173,126	311,462	4,115,492	65,983
佐賀	都	830,338	1,840,270	26,997	110,067	180,612	3,416,794	28,750
長崎	都	1,850,000	1,753,541	52,271	140,306	264,908	3,455,233	315,731
宮崎	都	1,111,555	1,524,650	56,741	117,490	305,707	3,310,553	36,187
熊本	都	1,186,533	2,740,454	77,898	104,768	307,709	4,592,295	115,086
鹿兒島	都	1,044,987	3,767,824	40,437	195,969	328,417	4,315,127	54,074
全國合計		147,009,811	96,211,696	6,541,971	6,169,107	19,247,117	234,605,530	8,284,124
一都道府縣平均		3,195,865	2,091,558	142,217	134,111	418,416	5,100,120	180,090

一般會計歳出豫算額調 (昭和29年3月31日現在最終予算)

全国都道府県議会議長会事務局調 (単位千円)

財産費	統計調査費	選挙費	公債費	諸支出金	豫備費	その他	昭和28年度最終豫算額合計	昭和27年度決算額合計	比較増減△
269,716	42,456	148,700	692,823	1,525,090	4,088	2,479,276	37,299,344	26,812,067	10,487,277
28,978	20,490	55,320	120,034	144,019	5,000	690,926	8,696,784	6,113,778	2,583,006
16,002	8,111	50,831	258,524	320,345	3,000	1,594,447	10,644,860	8,165,925	2,478,935
11,460	9,182	45,057	274,898	376,976	5,000	255,636	10,975,266	7,503,778	3,471,490
5,519	11,969	60,532	301,075	245,906	15,000	717,814	12,913,757	9,172,543	3,741,214
52,809	17,682	47,034	220,346	147,396	10,000	244,964	9,680,762	7,126,482	2,554,280
436,429	11,627	90,782	246,358	677,211	5,000	3,800,582	15,615,744	11,136,400	4,479,344
—	39,253	173,002	1,980,194	2,274,603	100,000	2,244,867	83,184,441	61,105,309	22,079,132
4,920	10,417	58,605	195,553	1,169,027	30,000	—	16,722,656	10,887,506	5,835,150
18,561	11,300	79,130	324,461	404,089	10,000	—	12,158,869	8,651,717	3,507,152
3,400	10,131	59,458	259,203	113,461	2,479	76,463	11,220,153	9,264,900	1,955,253
81,397	16,870	44,729	195,586	272,262	5,000	937,233	7,456,824	7,341,219	115,605
72,268	20,709	74,095	155,943	1,918,364	13,000	329,694	11,306,539	8,255,842	3,050,697
5,307	6,710	49,361	364,877	97,467	7,000	—	10,278,045	7,782,737	2,495,308
33,455	7,818	33,104	145,229	169,107	7,000	34,552	7,603,116	5,084,503	2,518,613
16,773	21,773	76,080	305,813	943,621	20,000	1,801,586	17,621,845	11,851,721	5,770,124
21,434	10,174	75,407	492,654	473,932	10,000	498,396	18,366,696	13,330,316	5,036,380
128,193	46,970	101,452	284,777	1,149,824	50,000	185,018	24,038,446	14,163,600	9,874,846
20,365	12,384	49,165	251,069	227,452	23,000	—	14,903,728	7,622,379	7,281,349
160,524	9,481	28,319	202,956	366,560	10,000	—	15,645,331	10,862,695	4,782,636
9,937	11,703	50,926	208,267	334,010	10,000	—	10,978,130	8,326,630	2,651,500
43,327	8,125	32,848	263,365	345,235	12,000	346,456	9,529,028	7,171,468	2,357,560
59,116	15,081	35,189	170,975	484,434	10,000	—	7,273,475	5,319,014	1,954,461
41,479	16,969	29,763	244,035	143,318	10,000	29,927	7,219,559	5,056,237	2,163,322
13,590	9,890	62,603	336,388	1,796,678	20,000	—	16,389,500	8,584,650	7,804,850
11,935	18,665	131,237	—	1,470,806	30,000	—	25,903,954	20,659,237	5,244,717
12,495	35,278	107,656	530,993	1,743,624	50,000	—	19,190,078	15,484,237	3,705,841
14,798	16,614	35,140	118,419	60,000	12,000	7,888	7,745,865	3,973,358	3,772,507
182,558	7,076	38,740	242,069	1,094,868	15,000	—	22,496,378	6,687,438	15,808,940
25,894	33,777	35,187	113,660	239,087	20,000	—	6,224,276	4,452,585	1,771,691
193,057	18,191	71,968	353,479	308,146	10,000	—	15,325,042	12,521,769	2,803,273
384,183	7,193	57,981	144,450	593,252	10,000	—	10,567,645	8,461,107	2,106,538
6,250	4,677	29,914	165,998	82,507	1,000	—	5,407,433	4,456,823	950,610
42,192	6,255	41,701	181,755	1,002,115	850	27,406	6,735,056	5,835,508	899,548
217,781	11,342	64,299	660,258	186,702	15,000	—	15,044,684	11,650,039	3,394,645
66,593	11,992	34,552	139,946	383,598	5,000	6,253	6,555,406	5,452,218	1,103,188
26,604	13,435	30,859	256,304	58,855	500	—	8,017,590	6,290,136	1,727,454
4,103	14,938	38,357	232,465	429,669	4,000	—	7,974,535	5,689,854	2,284,681
8,961	20,149	47,896	240,182	93,790	5,000	131,093	9,863,132	8,317,898	1,545,234
43,987	26,080	91,761	309,292	601,106	51,069	—	20,284,000	15,829,340	4,454,660
14,095	6,629	42,834	197,118	381,648	20,000	—	9,962,418	6,920,790	3,041,628
2,368	15,424	31,740	191,025	261,616	14,477	—	8,232,212	5,050,149	3,182,063
3,126	14,675	46,504	168,038	169,536	15,000	—	9,467,941	6,666,810	2,801,131
54,208	4,832	37,236	194,597	184,616	18,632	3,234	7,897,786	6,463,899	1,433,887
10,621	17,900	54,853	181,414	1,852,463	10,000	4,676,996	13,043,750	7,917,747	5,126,003
82,609	9,815	69,821	420,175	571,401	5,000	845,694	11,817,301	9,270,621	2,546,680
2,963,377	722,212	2,792,728	13,537,040	27,616,792	709,095	21,966,401	655,479,380	464,745,477	190,733,903
64,421	15,700	60,711	294,283	600,365	15,415	477,531	14,249,552	10,103,163	4,146,389

昭和28年度全國都道府縣

科目 府縣名	議會費	都道府 縣廳費	警察消防費	土木費	教育費	社會及び 勞働施設費	保健衛生費	産業經濟費
北海道 北青森秋田宮山福	152,223 61,990 45,454 61,278 58,720 41,351 61,260	3,242,237 464,607 603,479 862,199 878,680 260,899 1,137,263	63,262 23,057 8,711 16,563 35,376 17,316 44,391	3,707,379 1,410,942 1,312,018 3,152,261 2,859,170 2,448,078 1,186,374	11,579,469 2,860,243 3,301,866 3,070,303 3,670,415 3,351,642 4,916,453	3,515,806 882,381 665,504 768,383 1,125,616 675,952 1,577,091	1,141,030 240,976 229,659 236,354 428,728 336,022 274,392	9,008,794 1,686,821 2,225,909 1,829,716 2,499,237 1,809,261 1,150,531
東神奈川 東神奈川葉城木玉馬梨野湯	190,194 80,734 48,118 41,765 38,880 52,539 55,371 49,327 57,221 66,729	10,669,205 1,943,129 866,408 774,426 570,174 1,138,317 973,483 647,509 1,000,871 1,257,430	13,812,209 56,371 11,890 14,846 13,594 33,038 17,330 11,230 14,827 14,648	12,111,397 4,101,051 2,998,988 2,707,849 1,198,243 2,821,576 2,241,231 1,599,651 3,687,991 4,495,051	21,743,156 5,083,205 4,466,574 2,680,542 986,756 1,262,873 3,467,714 2,275,347 5,241,793 6,147,244	11,111,004 1,484,334 635,482 1,247,635 529,121 936,351 725,054 476,878 932,752 1,015,367	4,022,741 636,620 361,151 443,822 281,628 402,103 282,860 348,138 447,059 666,401	2,712,616 1,868,690 1,922,717 2,784,673 2,285,351 2,075,669 1,984,280 1,764,771 3,053,685 3,121,829
愛三靜岐富山福 愛三靜岐富山川井	115,848 51,952 60,055 51,746 48,992 31,266 31,673	955,968 913,728 1,009,300 935,622 699,899 237,943 406,599	58,504 30,546 65,567 16,691 23,973 12,239 27,718	7,884,437 6,401,476 4,592,270 2,863,376 2,893,788 1,867,190 2,119,859	7,133,226 3,209,294 5,382,651 3,400,183 2,121,094 2,078,153 1,741,817	2,186,278 1,004,384 831,917 616,517 552,621 585,798 589,608	801,698 262,641 360,784 183,733 120,701 253,918 238,714	2,956,253 2,446,272 2,524,947 2,285,419 2,016,604 1,432,173 1,548,080
京大兵奈和滋 京大兵奈和山賀	81,989 161,802 128,558 37,258 35,262 26,009	1,270,560 3,049,229 1,222,278 480,114 712,102 614,890	17,709 36,056 35,128 6,845 32,680 25,636	4,711,599 5,256,946 3,277,950 3,228,742 10,557,459 1,569,200	4,520,761 9,414,410 7,426,990 1,722,915 2,616,300 1,864,587	1,333,856 3,747,890 1,523,741 549,886 1,465,689 520,758	259,198 536,320 670,391 217,061 229,156 96,398	1,954,679 2,038,658 2,424,996 1,238,185 5,267,419 1,039,193
廣岡島島山 廣岡島山取根口	63,498 51,816 42,612 47,854 86,011	1,160,586 921,039 589,019 760,477 1,106,863	18,710 16,659 6,512 10,242 27,343	3,943,567 2,013,038 1,488,495 1,852,396 5,425,802	4,904,872 3,311,625 1,575,384 690,278 4,195,267	1,148,734 920,195 335,026 414,144 607,200	327,845 377,215 120,227 189,824 235,795	2,802,389 1,758,998 959,812 1,467,567 2,205,021
香德高愛 香德高愛知媛	43,174 33,030 35,411 47,848	699,081 542,224 637,404 339,345	13,554 28,061 10,180 20,287	1,411,982 2,778,777 2,805,137 2,426,599	2,117,191 2,061,638 1,956,054 3,424,261	435,672 540,839 583,907 752,405	102,049 160,638 172,481 348,505	1,084,769 1,485,826 1,050,429 1,956,411
福大佐長宮熊鹿 福大佐長宮熊鹿見	92,480 52,594 36,018 58,532 43,452 70,901 58,411	1,227,588 344,325 349,121 927,141 715,077 929,647 605,894	33,784 30,849 6,983 10,433 33,571 13,756 33,622	3,672,782 3,169,222 2,542,353 2,352,164 2,088,005 1,324,946 1,988,979	8,589,370 3,022,315 2,143,498 3,511,110 2,308,370 1,084,507 4,119,737	1,981,916 431,794 520,841 808,540 640,390 715,004 798,302	889,832 397,070 264,827 243,644 159,937 324,809 333,354	2,672,953 1,851,925 1,851,921 1,139,498 1,411,629 1,775,933 1,874,487
全國合計	2,889,206	51,653,374	14,912,497	152,547,786	187,753,453	55,449,574	19,658,849	100,306,996
一都道府縣平均	62,809	1,122,899	324,187	3,316,256	4,081,597	1,205,425	427,366	2,180,587

府 縣 特 別 會 計 豫 算 額 調 (昭和29年3月31日現在最終予算)

全国都道府県議会議長会事務局調 (単位千円)

重 要 會 計 別 内 容							
學校實習費	競 輪 費	林 野 費	轉 貸 資 金	用品調達費	特 定 道 路 費 整 備 費	醫科大學費	そ の 他
—	752,261	1,439,685	17,247	—	—	713,163	626,858
—	—	—	—	130,600	—	—	75,028
11,031	—	—	—	—	—	—	29,078
—	—	60,830	404	—	—	—	11,330
5,813	—	10,301	—	—	—	—	1,114,495
5,508	454,687	—	—	—	5,000	155,373	607,025
—	6,369,749	—	—	1,988,287	—	—	21,996,439
—	1,809,077	18,599	1,560	—	697,336	—	2,376,480
—	1,399,840	18,962	—	—	—	—	945,020
—	363,225	—	82	—	—	—	2,997,682
—	213,538	—	4,182	—	93,014	—	2,529,277
—	1,344,253	1,904	—	—	—	—	4,315,300
—	—	33,704	15,050	—	—	—	65,087
1,643	—	—	57	—	—	—	635,328
11,526	—	114,458	—	—	15,000	—	448,899
—	—	—	—	—	—	—	329,540
16,633	871,160	74,599	8,708	—	438,751	—	207,122
—	—	—	—	—	—	271,899	1,374,000
9,007	—	—	64,481	—	—	—	—
6,676	—	—	28,758	—	—	257,559	9,934
51,841	—	—	—	—	—	—	154,832
—	—	—	—	—	—	—	30,225
—	—	14,433	—	18,376	—	—	441,460
—	1,036,220	—	—	—	—	418,503	12,123
—	1,266,678	—	—	—	—	—	1,823,011
7,949	991,690	—	—	41,426	65,617	413,815	616,205
—	437,920	—	—	—	—	—	46,497
—	502,358	—	25,853	—	10,488	220,235	384,171
—	364,288	—	39,514	81,700	—	—	298,223
5,995	—	—	—	43,640	—	191,944	203,104
7,234	—	11,687	—	46,608	—	—	2,026,506
6,287	—	—	—	17,500	—	—	4,380
13,656	—	13,611	25,830	19,820	—	—	1,584,589
—	60,001	—	26	32,100	—	—	307,921
2,422	90,219	—	—	—	—	—	—
—	—	7	—	—	95,798	—	41,935
23,812	—	17,734	22,458	—	—	—	—
—	—	—	63	—	—	—	146,375
—	549,167	—	572	—	—	—	4,348,239
—	151,680	100,699	—	62,500	—	—	178
—	—	—	—	—	128,763	—	16,894
5,072	—	6,887	35,387	—	—	—	520,230
12,000	—	27,150	—	29,800	5,000	—	2,500
10,270	—	—	—	—	—	—	2,905,123
—	—	—	—	—	—	106,336	21,460
214.375	19,020.011	1,965.250	290.231	2,512.357	1,554.767	2,748.827	56,630.103
4.660	413.653	42.723	6.309	54.617	33.799	59.757	1,231.089

昭和28年度全國都道

府縣別	科目	特別會計の總額		母子福社 事業費	災害救助基金	左の内の			
		會計數	歳入出豫算額			競馬費	病院費	印刷所費	電氣事業費
北海道 青森 秋田 宮城 山形 福島	道森手田城形島	16	4,145,366	41,048	—	178,006	215,774	33,453	127,871
		5	275,370	20,000	5,471	—	174,871	—	—
		6	1,257,691	24,914	—	20,007	1,047,017	—	6,075
		6	365,568	24,069	5,912	5,920	138,636	—	180,000
		7	231,782	50,000	—	—	—	26,750	82,468
		9	1,281,137	16,270	235	31,114	96,333	—	6,576
12	1,554,350	30,175	—	—	269,262	27,320	—		
東京都 神奈川 千葉 茨城 埼玉 群馬 山梨 長野 新潟	京川葉城木玉馬梨野湯	6	31,187,244	40,000	—	792,769	—	—	—
		15	7,354,585	40,000	1,315	807,654	—	—	1,602,564
		14	2,900,158	20,011	2,063	504,182	10,080	—	—
		9	3,508,048	32,157	114	83,128	—	31,660	—
		11	3,341,683	20,680	992	—	—	—	480,000
		14	6,079,095	38,806	3,565	375,267	—	—	—
		7	351,849	—	1,433	188,631	2,884	—	45,060
		9	724,503	17,000	475	—	—	—	70,000
		7	589,112	20	4,550	—	—	13,085	8,100
13	2,002,516	24,100	5,916	260,113	517,073	—	839,248		
愛知 三重 静岡 岐阜 富山 石川 福井	知重岡阜山川井	13	2,135,246	60,485	593	421,318	—	35,877	—
		6	1,706,402	24,200	—	—	—	26,751	9,552
		6	225,831	43,700	—	48,542	41,632	18,469	—
		9	612,227	31,360	1,599	128,719	147,622	—	—
		14	678,749	22,111	11,765	—	178,493	—	259,707
		10	134,366	18,700	3,400	53,947	28,094	—	—
16	626,936	23,200	997	37,237	91,233	—	—		
京大阪 大兵庫 奈良 和歌 滋賀	都阪庫良山賀	5	1,684,246	54,500	—	162,900	—	—	—
		11	3,635,676	54,000	34,256	209,650	216,886	31,195	—
		17	2,869,040	30,035	5,167	430,772	219,895	44,546	1,923
		4	556,431	20,430	51,584	—	—	—	—
		10	1,206,125	36,025	—	—	—	26,995	—
		10	821,581	15,813	49,889	—	6,349	5,319	—
広島 岡山 鳥取 島根 山口	島山取根口	18	846,088	35,000	3,175	121,026	177,943	24,748	—
		20	2,364,432	36,000	2,451	189,065	—	41,827	3,054
		11	166,959	11,756	383	—	58,881	5,972	61,800
		16	2,109,852	15,730	5,820	—	93,176	12,478	325,142
		9	927,364	26,950	—	233,123	247,359	19,910	—
香徳高 徳高愛	川島知媛	8	355,683	25,400	417	47,640	178,954	10,605	—
		13	2,086,546	13,198	3,852	50,312	70,091	18,054	1,793,299
		9	1,651,740	8,094	346	184,779	107,481	15,776	1,295,072
		11	912,627	33,130	1,301	47,395	145,801	14,750	500,000
福大佐 長宮 熊鹿	岡分賀崎本島	17	5,249,131	78,656	1,146	271,351	—	—	—
		7	516,580	29,010	53,000	62,701	56,812	—	—
		7	656,700	40,000	148,410	155,672	153,986	12,975	—
		14	651,963	31,420	15,845	37,122	—	—	—
		12	2,676,926	20,100	1,307	18,334	241,772	19,910	2,299,053
		6	4,452,771	38,750	680,867	109,203	—	—	780,558
		5	188,485	20,000	—	20,128	—	20,561	—
全國合計		480	109,856,760	1,337,003	1,037,611	6,287,727	4,934,390	538,986	10,777,122
一都道府縣平均		—	2,388,190	29,065	22,557	136,690	107,269	11,717	234,285

一般會計歳入豫算額調 (当初予算)

全国都道府県議会議長会事務局調 (単位千円)

繰入金	繰越金	雑収入	都道府県債	その他	昭和29年度當 初豫算額合計	昭和28年度當 初豫算額合計	比較増減△
90,736	100	2,370,909	2,673,000	—	33,527,345	29,757,937	3,769,408
—	—	258,318	731,000	—	8,115,303	7,093,397	1,021,906
72,001	—	382,341	1,108,000	—	9,098,449	7,782,545	1,315,904
17,760	—	232,740	555,830	—	8,178,836	7,229,312	949,524
12,500	1	444,243	724,000	—	9,863,113	9,856,132	6,981
67,252	—	384,398	1,064,000	—	8,951,324	7,662,686	1,288,638
315,609	—	252,777	1,541,000	—	14,061,846	12,611,173	1,450,673
1,395,382	2,908,249	6,108,577	6,148,000	1,511,574	86,278,483	63,750,000	22,528,483
522,066	1,000	1,262,409	511,800	—	13,687,372	13,047,511	639,861
13,784	97,757	583,367	1,159,700	—	10,731,825	9,595,798	1,136,027
44,000	200	1,568,126	1,081,000	—	11,899,500	9,824,913	2,074,587
85,000	250,000	845,523	500,000	—	8,793,973	4,962,407	3,831,566
158,938	150,000	695,438	590,000	7,034	10,247,860	6,179,642	4,068,218
110,478	100	248,824	887,000	—	8,924,858	8,312,792	612,066
50,000	1	897,207	570,000	—	6,936,236	4,541,490	2,394,746
304,875	1	1,131,634	1,579,000	—	15,740,185	13,015,015	2,725,170
185,691	—	358,486	1,955,210	—	14,980,000	13,150,000	1,830,000
38,431	—	621,609	1,869,000	—	19,064,200	13,989,507	5,074,693
—	10	473,188	2,234,000	—	12,941,414	8,290,412	4,651,002
—	2,500	690,049	970,000	—	12,088,880	9,887,650	2,201,230
3,000	80,000	262,808	1,011,500	—	9,576,437	8,562,093	1,014,344
5,500	92,953	303,186	684,000	—	7,387,660	6,700,934	686,726
—	—	205,568	384,000	9,347	5,483,771	4,759,107	724,664
23,000	134,652	99,149	466,000	193,009	6,007,650	5,169,225	838,425
—	1	665,589	441,060	—	4,143,000	7,947,000	△ 3,804,000
—	543,387	727,543	195,600	—	20,961,118	17,689,000	3,272,118
300	1	347,271	1,012,000	—	15,880,673	13,638,000	2,242,673
—	1	111,204	614,380	—	5,651,100	5,162,941	488,159
25,650	1,000	496,334	1,699,000	—	15,412,515	6,947,346	8,465,169
24,500	5,000	144,847	260,000	—	4,509,546	4,101,249	408,297
7,000	82,521	866,223	1,488,000	—	13,775,855	11,706,511	2,069,344
184,218	1	272,842	994,000	—	9,963,518	9,151,444	812,074
100	17,302	136,056	641,069	—	5,155,312	3,874,502	1,280,810
1,925	41,803	253,103	570,310	—	6,618,315	4,682,702	1,935,613
6,649	458,457	186,916	1,780,000	166,845	11,634,761	11,591,692	43,069
3,000	1	344,010	675,900	—	5,951,400	5,283,847	667,553
22,300	—	150,292	1,215,000	—	7,754,437	5,164,884	2,589,553
7,672	100	119,364	515,000	—	5,819,250	4,257,103	1,562,147
40,500	—	161,800	370,000	—	7,299,000	7,444,000	△ 145,000
135,222	411,402	1,616,224	1,217,000	—	19,315,945	17,654,087	1,661,858
5,000	1	180,328	896,500	—	8,325,000	8,141,800	183,200
—	—	244,419	660,000	—	7,036,410	5,388,552	1,647,858
7,000	—	406,140	607,000	—	8,691,660	8,679,674	11,986
7,520	1	274,662	674,500	—	6,870,000	6,279,000	591,000
842	—	221,501	1,164,750	—	11,627,595	5,455,165	6,172,430
—	—	340,362	762,200	—	10,322,142	7,172,300	3,149,842
4,045,401	5,278,906	28,947,907	49,450,249	1,887,809	565,285,072	463,144,477	102,140,595
87,943	114,759	629,302	1,075,006	41,040	12,288,806	10,068,358	2,220,448

昭和29年度全國都道府縣

區分 府縣別	都道府縣別	地方財政 平衡交付金	公營企業及 び財産収入	分擔金及び 負擔金	使用料及び 手数料	國庫支出金	寄附金	
北海道 青森 岩手 秋田 宮城 富山 山形 福島	道	6,878,011	7,176,000	128,222	278,752	943,788	12,854,907	132,920
	森	875,679	2,512,723	81,929	95,793	348,190	3,200,657	11,014
	手	963,772	2,762,519	95,116	29,491	334,229	3,330,731	20,249
	田	880,082	2,909,086	136,005	66,964	304,134	2,978,270	97,965
	城	1,210,552	3,194,140	34,679	148,408	395,518	3,676,688	22,384
	形	808,706	2,950,000	8,184	90,537	278,112	3,263,398	36,737
	島	1,535,644	4,684,733	62,648	32,400	603,433	4,779,112	254,490
東海 神奈 川 千代田 茨城 栃木 群馬 埼玉 山梨 長野	京	45,523,584	0	1,919,948	83,211	3,832,869	16,383,919	463,170
	川	6,687,000	—	151,557	74,737	430,089	3,964,924	81,790
	葉	1,750,000	2,607,000	273,657	241,143	361,430	3,536,467	107,520
	城	1,270,000	3,300,000	107,798	237,465	363,182	3,927,729	—
	本	1,411,000	2,441,000	32,628	51,968	292,353	2,809,776	74,725
	玉	2,130,551	2,625,000	203,088	87,802	301,767	3,209,150	88,689
	馬	1,380,701	2,507,668	10,372	75,510	469,127	3,157,450	77,628
	梨	640,000	2,066,329	3,769	20,958	352,262	2,298,047	37,663
	野	1,700,000	4,337,854	86,929	83,305	873,446	5,467,922	175,219
	潟	2,428,317	3,525,000	88,944	73,806	546,667	5,491,775	326,104
愛知 三重 静岡 岐阜 富山 石川 福井	知	7,001,000	900,000	102,298	19,672	550,890	7,788,909	122,391
	重	1,640,085	2,085,774	27,400	121,816	347,027	5,940,929	71,185
	岡	3,751,461	2,106,539	52,029	176,203	555,326	3,772,577	12,196
	阜	1,728,486	2,247,962	12,765	40,200	451,994	3,485,353	251,969
	山	1,255,449	1,550,000	20,838	5,463	419,454	2,971,118	79,699
	川	1,100,000	1,411,080	23,465	11,900	185,886	2,096,060	56,465
	井	684,434	1,558,827	23,447	62,761	173,478	2,564,612	24,281
京大 兵庫 奈良 和歌 滋賀	都	1,225,000	154,000	26,397	10,305	90,475	1,525,834	4,399
	阪	12,222,440	—	291,494	404,423	537,207	6,032,824	6,200
	庫	7,199,672	830,000	313,385	92,350	783,817	5,219,509	82,368
	良	680,000	1,369,700	85,426	3,774	304,611	2,433,568	48,436
	山	1,470,285	2,008,026	38,592	1,334	234,128	9,088,367	349,799
	賀	846,584	1,270,000	14,855	9,240	168,826	1,712,702	52,992
広島 岡山 鳥取 島根 山口	島	2,951,174	2,708,000	176,351	187,749	441,817	4,740,322	126,698
	山	1,988,000	2,138,000	62,414	166,560	408,449	3,678,051	70,983
	取	415,000	1,583,362	21,254	30,490	172,279	2,029,032	109,368
	根	650,332	2,084,562	6,837	—	211,768	2,553,039	244,636
	口	2,507,322	1,690,688	9,165	64,279	484,374	3,860,770	419,296
香取 徳島 高知 愛媛	川	725,000	1,834,472	45,613	42,962	189,478	1,959,908	131,056
	島	520,108	2,214,596	59,919	68,111	166,407	3,267,135	70,569
	知	694,571	1,643,860	3,536	3,883	202,958	2,569,467	58,839
	媛	1,262,903	2,297,674	18,787	55,181	337,122	2,746,653	8,380
福大 佐賀 長崎 宮崎 熊本 鹿兒 島	岡	7,000,000	1,303,923	229,221	140,786	974,934	6,166,309	120,924
	分	1,150,191	2,311,000	52,577	142,540	318,368	3,236,505	31,990
	賀	830,125	2,174,744	22,708	72,602	201,920	2,803,254	26,638
	崎	2,000,000	1,980,149	12,388	80,018	307,078	3,078,263	213,624
	崎	1,195,709	1,575,991	14,292	86,530	357,753	2,620,128	62,914
	本	1,349,682	3,207,265	137,110	83,064	405,006	4,968,196	90,179
	島	1,101,227	3,747,984	37,994	125,837	411,611	3,777,733	17,194
	見							
全國合計		145,219,839	101,587,230	5,368,030	4,082,283	21,425,037	193,018,449	4,973,935
一都道府縣平均		3,156,953	2,208,418	116,696	88,745	465,762	4,196,053	108,129

一般會計歳出豫算額調 (当初予算)

全国都道府県議会議長会事務局調 (単位千円)

財産費	統計 調査費	選挙費	公債費	諸支出金	豫備費	その他	昭和29年度 当初豫算額 合 計	昭和28年度 当初豫算額 合 計	比較増減△
247,860	36,320	17,908	1,064,006	1,242,689	5,000	—	33,527,345	29,757,937	3,769,408
19,311	19,259	23,004	228,465	141,135	5,000	—	8,115,303	7,093,397	1,021,906
9,123	6,898	4,377	403,325	145,960	3,000	536,874	9,098,449	7,782,545	1,315,904
11,610	8,450	4,743	391,792	165,950	5,000	—	8,178,836	7,229,312	549,524
3,999	10,931	2,353	502,645	165,564	15,000	—	9,863,113	9,856,132	6,981
23,265	17,194	4,045	336,130	192,638	10,000	—	8,951,324	7,662,686	1,288,638
250,713	11,502	2,648	523,531	459,107	5,000	2,332,380	14,061,846	12,611,173	1,450,673
—	41,913	14,928	2,774,775	1,162,220	100,000	1,127,505	86,278,483	63,750,000	22,528,483
35,608	10,788	4,496	358,547	667,688	30,000	—	13,687,372	13,047,511	639,861
11,914	8,075	1,745	344,664	177,379	10,000	—	10,731,825	9,595,798	1,136,027
4,576	27,673	1,716	420,354	139,982	6,000	21,091	11,899,500	9,824,913	2,074,587
52,258	6,221	3,101	249,259	186,638	20,000	270,260	8,793,973	4,962,407	3,831,566
8,919	20,510	3,086	254,363	264,740	10,000	302,779	10,247,860	6,179,642	4,068,218
4,299	6,052	2,024	460,742	94,109	8,850	—	8,924,858	8,312,792	612,066
26,883	6,528	1,443	196,070	111,795	10,000	76,231	6,936,236	4,541,490	2,394,746
19,686	25,817	3,976	477,572	437,559	30,000	1,020,441	15,740,185	13,015,015	2,725,170
70,293	6,383	1,998	458,379	280,005	10,000	935,332	14,980,000	13,150,000	1,830,000
75,666	42,999	2,787	245,257	649,766	50,000	2,021,347	19,064,200	13,989,507	5,074,693
7,400	20,034	1,560	402,257	172,645	15,000	—	12,941,414	8,290,412	4,651,002
31,322	6,364	2,439	409,154	347,726	30,000	—	12,088,880	9,887,650	2,201,230
6,077	7,158	16,125	353,277	319,779	10,000	—	9,576,437	8,562,093	1,014,344
19,812	6,131	2,665	462,440	129,343	10,000	—	7,387,660	6,700,934	686,726
6,292	13,391	1,565	277,481	166,559	5,000	—	5,483,771	4,759,107	724,664
53,741	16,377	1,200	352,827	59,615	10,000	22,892	6,007,650	5,169,225	838,425
7,625	1,862	31,660	58,244	113,698	20,000	—	4,143,000	7,947,000	△3,804,000
11,827	16,360	9,302	—	529,615	30,000	—	20,961,118	17,689,000	3,272,118
12,158	38,428	4,473	750,020	406,501	65,000	—	15,880,675	13,638,000	2,242,673
13,420	16,284	1,500	208,601	48,119	12,000	- 7,028	5,651,100	5,162,941	488,159
78,252	4,663	2,359	448,299	138,232	20,000	—	15,412,515	6,947,346	8,465,169
5,780	16,303	1,378	174,308	126,034	10,000	—	4,509,546	4,101,249	408,297
482,191	14,366	27,165	626,181	238,079	10,000	—	13,775,855	11,706,511	2,069,344
159,816	5,843	1,966	230,279	604,667	20,000	—	9,963,518	9,151,444	812,074
5,432	4,456	1,092	221,497	77,830	4,000	—	5,155,312	3,874,502	1,280,810
32,558	4,700	547	272,015	229,873	500	84,690	6,618,315	4,682,702	1,935,613
10,000	7,280	6,557	706,640	135,282	20,000	—	11,634,761	11,591,692	43,069
107,702	11,889	10,128	218,278	284,581	5,000	4,501	5,951,400	5,283,847	667,553
4,200	12,761	697	375,418	80,394	500	—	7,754,437	5,164,884	2,589,553
3,735	14,408	1,127	339,678	57,902	4,000	—	5,819,250	4,257,103	1,562,147
4,088	16,924	1,327	355,199	65,772	5,000	—	7,299,000	7,444,000	145,000
10,977	23,058	9,278	477,690	438,504	50,000	—	19,315,945	17,654,087	1,661,858
17,195	5,688	3,062	196,842	111,171	20,000	—	8,325,000	8,141,800	183,200
2,406	15,997	2,215	252,062	234,994	15,000	—	7,036,410	5,388,552	1,647,858
3,107	11,611	1,690	232,460	146,804	20,000	—	8,691,660	8,679,674	11,986
35,475	3,567	1,513	275,488	98,102	16,000	2,494	6,870,000	6,279,000	591,000
10,741	15,560	3,018	275,126	1,760,317	10,000	3,753,259	11,627,595	5,455,165	6,172,430
19,908	4,774	12,800	330,555	98,404	10,000	391,696	10,322,142	7,172,300	3,149,842
2,039,220	649,750	260,786	18,972,192	13,905,466	779,850	12,910,800	565,285,072	463,144,477	102,140,595
44,331	14,125	5,670	412,439	302,293	16,953	280,670	12,288,806	10,068,358	2,220,448

昭和29年度全國都道府縣

科目 府縣名	議會費	都道府縣 廳費	警察消防費	土木費	教育費	社會及勞働 施設費	保健衛生費	産業經濟費
北海道 北青森秋宮山福	133,737 44,300 34,856 55,803 48,437 37,377 53,948	3,623,041 459,031 524,123 825,987 769,222 276,207 1,250,272	54,060 24,266 6,068 14,982 32,743 12,736 52,914	2,482,715 959,994 1,135,521 885,313 1,022,288 1,745,001 780,425	12,401,718 3,098,666 3,578,106 3,341,166 3,893,043 3,652,689 5,576,782	3,174,470 1,097,822 670,579 674,139 965,105 598,980 1,424,706	941,980 226,513 200,946 196,769 369,715 299,277 328,219	8,101,841 1,768,537 1,838,693 1,597,132 2,062,068 1,745,785 1,009,699
東沖奈 千茨棚崎群山長新	179,357 81,107 38,812 43,531 46,619 53,265 46,006 44,969 48,919 64,533	11,466,613 2,185,469 839,378 761,129 579,599 1,189,637 973,036 730,556 987,514 1,236,700	14,191,798 39,767 8,779 20,005 14,817 25,775 9,608 8,253 20,008 15,692	14,598,892 1,564,173 2,313,792 1,523,846 916,906 801,758 1,363,056 1,048,831 2,352,358 3,022,618	22,406,845 5,778,673 4,851,946 4,466,104 3,772,075 4,645,716 3,758,148 2,302,090 5,921,653 5,933,659	10,408,129 1,177,587 465,221 1,247,576 590,688 826,543 576,181 433,316 1,069,380 186,003	4,417,766 448,599 284,290 445,543 246,511 372,770 248,306 213,802 428,502 545,589	3,387,742 1,304,870 1,375,830 2,770,374 1,839,021 1,467,999 1,374,441 1,725,469 2,896,800 2,212,816
愛三靜岐富石福 知重岡阜山川井	87,794 48,533 59,363 51,984 35,741 34,051 28,123	1,045,718 814,709 1,216,292 1,038,804 729,766 1,222,155 359,693	24,904 6,711 54,145 14,442 16,365 3,365 26,507	5,388,996 5,176,474 1,418,246 1,435,559 1,771,298 834,110 1,673,838	7,270,475 3,316,501 5,769,195 3,875,283 2,412,079 2,250,805 1,836,179	304,510 547,276 775,560 593,161 395,060 486,044 371,793	518,629 267,746 381,206 173,820 90,480 202,003 168,747	1,335,352 2,144,568 1,587,868 1,680,968 1,306,480 980,950 1,026,118
京大兵奈和歌 阪康良山賀	18,493 135,567 112,905 34,355 36,278 27,812	366,365 3,069,193 1,206,461 509,482 812,530 604,086	2,381 28,199 27,467 4,237 33,644 22,405	1,194,619 2,917,025 1,616,700 1,485,510 6,943,578 612,167	1,299,701 9,517,996 7,930,199 1,836,224 2,883,052 1,909,974	251,483 2,863,356 1,570,878 472,970 772,168 326,990	50,008 471,670 663,642 192,979 177,386 69,264	726,861 1,361,008 1,475,841 808,391 3,062,074 603,045
広岡島島山 島山取根口	55,067 50,718 39,344 37,420 54,270	1,245,910 1,000,227 655,242 807,981 1,311,888	19,734 14,708 6,765 7,616 15,417	2,473,667 1,571,940 1,148,272 1,194,883 2,821,407	5,229,948 3,642,578 1,702,800 2,223,150 4,447,760	1,091,652 803,083 309,282 360,742 542,502	233,451 333,001 86,252 112,356 158,546	2,028,444 1,524,692 893,048 1,249,284 1,397,212
香德高愛 川島知媛	32,404 33,183 35,189 46,857	727,192 549,312 601,984 332,139	7,245 25,869 4,284 9,928	986,060 2,457,822 1,222,390 861,765	2,244,480 2,370,755 2,070,732 3,568,459	365,368 533,898 611,042 621,111	833,371 129,864 103,516 308,921	863,201 1,179,764 749,263 1,101,510
福大佐長宮熊鹿 岡分資崎崎本島	91,057 49,288 37,760 51,991 37,240 68,219 61,696	1,412,962 366,691 417,501 928,212 737,420 1,024,324 714,524	14,987 30,229 7,802 9,805 32,939 17,971 42,769	2,197,455 1,847,850 1,400,828 1,400,069 1,320,538 1,167,687 1,366,462	9,736,634 3,235,031 2,519,146 3,866,413 2,575,479 1,124,519 4,898,428	1,605,072 397,746 474,924 710,567 434,588 769,876 821,706	943,079 352,454 206,661 224,765 130,962 248,090 261,575	2,305,192 1,691,753 1,449,114 1,084,166 1,168,195 1,378,888 1,286,845
全國合計	2,548,278	53,506,277	15,085,111	96,424,702	206,943,054	45,770,833	17,559,541	77,929,212
一都道府縣 平均額	55,397	1,163,180	327,937	2,096,189	4,498,762	995,018	381,729	1,694,113

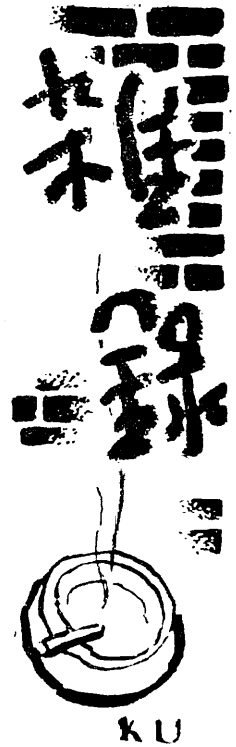
縣特別會計豫算額調 (当初予算)

全国都道府県議会議長会事務局調 (単位千円)

要 會		計 別		内 際		特 定 道 路		醫 科 大 學 費		そ の 他	
電氣事業費	學校實習費	競 輪 費	林 野 費	轉貸資金	用品調達費	整 備 費	費	費	費	費	費
84,427	—	691,880	1,251,976	4,953	—	—	—	685,706	—	705,609	—
22,597	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—
5,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	150,564	—
635,760	13,343	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—
35,043	—	—	76,107	469	—	—	—	—	—	5,639	—
—	6,379	—	8,689	932	—	—	—	—	—	188,998	—
—	38,326	391,883	—	—	—	—	—	—	—	889,609	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	6,101,779	—	—	1,853,556	—	—	—	—	25,166,465	—
484,193	—	1,533,422	19,931	2,361	—	—	—	—	—	2,627,066	—
—	—	1,461,302	18,529	—	—	—	—	—	—	947,890	—
—	—	364,731	—	1	22,500	—	—	—	—	252,762	—
600,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	402,520	—
—	—	1,359,359	2,924	—	—	—	—	—	—	1,365,524	—
—	—	—	45,544	—	—	—	—	—	—	901,304	—
620,000	1,632	—	—	154	—	—	—	—	—	586,175	—
—	—	—	53,763	306,500	—	—	—	—	—	116,914	—
1,773,002	—	—	—	—	—	—	—	—	—	510,245	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	14,678	753,700	93,174	1,613	—	—	—	—	—	661,960	—
56,335	—	—	—	—	—	—	—	229,598	—	2,269,000	—
—	8,716	—	—	4,684	—	—	—	—	—	0	—
—	6,973	—	—	3,010	—	—	—	—	—	192,316	—
363,655	44,995	—	—	—	—	—	—	—	—	222,028	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30,199	—
—	—	—	38,298	—	—	—	—	14,923	—	842,271	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	351,000	—	—	—	—	—	98,500	—	6,000	—
—	—	1,271,511	—	—	—	—	—	—	—	1,921,636	—
543	8,230	1,012,536	—	—	36,118	86,565	—	300,742	—	1,234,875	—
—	—	409,326	—	—	—	—	—	—	—	115,541	—
—	—	322,461	—	6,544	—	—	—	159,397	—	814,389	—
—	—	380,002	—	—	52,500	—	—	—	—	403,377	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	7,009	—	—	—	25,000	—	—	193,278	—	224,906	—
297,348	10,328	—	9,294	—	52,308	—	—	—	—	735,986	—
415,214	7,651	—	—	—	21,560	—	—	—	—	4,885	—
18,600	—	—	30,909	2,080	8,175	—	—	—	—	92,027	—
—	—	50,140	—	—	41,315	—	—	—	—	229,367	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	2,309	90,222	—	15,043	30,000	—	—	—	—	0	—
2,890,417	18,720	—	28,000	—	—	—	—	—	—	80,664	—
62,321	—	—	13,230	—	—	—	—	—	—	0	—
207,790	1,100	—	—	333	—	—	—	—	—	3,920	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	545,507	—	—	—	—	—	—	—	2,082,329	—
—	—	175,336	91,658	—	60,796	—	—	—	—	183	—
—	—	—	—	—	—	175,775	—	—	—	0	—
—	4,633	—	5,604	23,435	—	—	—	—	—	398,696	—
2,433,741	11,380	—	32,648	—	34,866	—	—	—	—	6,355	—
1,686,000	9,354	—	—	—	—	—	—	—	—	3,255,760	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	78,500	—
12,691,886	215,756	17,266,097	1,820,278	372,112	2,237,694	262,340	1,682,144	50,724,465	—	—	—
275,911	4,690	375,350	39,571	8,089	48,646	5,703	36,568	1,102,311	—	—	—

昭和29年度全國都道府

科目 府縣別	特別會計の總額		右の内重				
	會計數	歳入出豫算額	母子福祉 事業費	災害救助基金	競馬費	病院費	印刷所費
北海 道	16	4,018,674	45,885	—	223,279	290,099	34,860
青森 市	4	246,214	16,920	5,737	—	200,960	—
岩手 市	6	1,021,436	16,095	—	28,045	821,232	—
宮城 市	5	820,588	15,541	3,342	—	152,602	—
秋田 市	7	191,736	50,000	—	—	—	24,478
山形 市	10	387,170	17,000	172	49,659	115,341	—
福島 市	14	1,845,408	49,000	—	—	453,844	22,746
東京 市	5	33,941,481	50,100	—	770,577	—	—
神奈 川	14	5,388,907	30,000	6,885	685,049	—	—
千葉 市	14	2,953,457	22,071	2,183	478,390	23,092	—
茨城 市	9	788,904	37,560	98	81,957	—	29,295
栃木 市	8	1,022,911	20,000	391	—	—	—
群馬 市	13	3,102,227	20,653	3,597	350,170	—	—
埼玉 市	7	1,146,536	10,050	1,167	185,464	3,007	—
山梨 市	9	1,221,376	12,000	1,405	—	—	—
長野 市	6	522,542	25,880	2,715	—	—	16,770
新潟 市	11	3,103,942	23,619	3,357	247,892	545,823	—
愛知 市	14	2,023,714	61,723	159	404,996	—	31,711
三重 市	6	2,587,141	5,010	—	—	—	27,198
静岡 市	6	147,295	17,928	—	48,835	45,435	21,697
岐阜 市	10	488,611	25,000	500	128,217	132,595	—
富山 市	12	791,469	—	1,739	—	159,652	—
石川 市	8	133,822	10,900	7,171	51,852	33,700	—
福井 市	16	1,033,904	11,915	508	40,599	85,390	—
京都 市	5	504,000	23,000	—	25,500	—	—
大阪 市	12	3,652,121	57,000	31,022	182,302	159,722	28,928
兵庫 市	17	3,340,081	21,501	6,590	435,295	159,617	37,469
奈良 市	6	543,102	18,000	235	—	—	—
和歌 市	8	1,348,651	18,328	—	—	—	27,532
滋賀 市	8	862,377	12,310	1,048	—	6,929	6,211
広島 市	19	781,616	25,000	2,156	121,027	162,240	20,000
岡山 市	20	1,331,403	30,000	1,414	160,261	—	34,464
鳥取 市	11	569,800	10,000	1,706	—	102,569	6,215
島根 市	15	276,659	12,000	6,460	—	94,820	11,588
山口 市	9	582,724	21,900	—	142,099	81,078	16,825
香取 市	8	318,877	24,336	459	—	142,467	14,041
徳島 市	13	3,097,400	4,000	2,339	—	55,055	18,205
高松 市	8	403,104	20,714	333	176,013	114,053	16,440
愛媛 市	10	406,539	24,194	1,441	48,438	104,427	14,896
福大 市	17	2,979,393	12,580	9,260	329,717	—	—
大分 市	7	498,718	26,610	500	80,422	63,213	—
佐賀 市	6	628,956	17,870	1,719	147,835	271,680	14,077
長崎 市	10	453,371	20,000	1,003	—	—	—
熊本 市	12	2,785,029	19,000	1,064	18,718	212,710	14,547
鹿児島 市	6	5,097,004	15,558	4,889	125,443	—	—
鹿兒 市	6	265,138	21,000	—	25,535	123,877	16,226
全 國 合 計	463	99,655,522	1,050,751	114,764	5,793,586	4,917,229	506,419
一 都 府 縣 平 均	10	2,166,424	22,842	2,495	125,947	106,897	11,009



地方行政疑義問答集

縣稅に係る徴収金の受入機關について

(自治府発第五一五、七月五日付、岩手県総務部長宛)
(自治府府県税課長回答)

問 右のことについては、地方自治法施行令第六十四条および第六十五条の規定による金庫または同令第六十六条第二項の規定により金庫事務の一部を取扱わせる機関もしくは振替貯金払込みの方法による郵便局のほかは指定する方法がないと考えられるが、某県において県税条例に別記のごとく規定し、金庫以外の機関をして受入れさせている実例もあり、かくの如き方法が可能であれば、本県においても至急措置したく検討中であるが、これが適法性について疑義があるので照会する。若し適法ならばその法的根拠もあわせて教示方願いたい。

△別記

○某県県税条例

(徴収金の納付または納入場所)

第十条 徴収金、県金庫または知事の指定する金融機関もしくは郵便官署に納付または納入しなければならない。ただし課税地所管の地方事務所に納付または納入することを妨げない。

○規則

(金融機関の指定)

第五条 条例第十条の規定による金融機関を左のとおり指定する

一 県内所在の株式会社 日本勧業銀行支店
二 県内所在の株式会社 富士銀行支店

2 前項の金融機関は受入徴収金を受入した日の翌日までに当該徴収金の課税地を所管する地方事務所管内にある県金庫に払込まなければならない。

答 設問の主旨は、県金庫、金庫事務一部取扱機関(地方自治法施行令第六十六条第二項)および振替貯金払込みの方法による郵便局(郵便振替貯金法第五十八条)以外に知事は、県税に係る徴収金の収納機関として金融機関を指定することができるかどうかという点にあると思うが、しかりとすれば法律上右の指定は、できないものと解する。

市町村合併に關する勸告について

(昭和二九、五、一九自治府発第七五号)
(広島県総務部長宛行政課長回答)

問 知事が町村合併促進法第三十七条第一項第五号又は第六号の勧告をなすに當り、当該都道府県の議会の意見を聴かずして策定した市町村合併計画に基いて勧告したときは、同法の規定の準用があるか否か。

答 設問の如き手続により、廢置分合をした市については町村合併促進法の規定の準用はない。

議會の招集告示の取消について

(昭和二九、五、一九自治府発第七六号)
(宮城県議會事務局局長宛行政課長回答)

問一 議員請求による臨時会の招集告示後請求事由が消失した場合、従来の事例によれば告示の取消はできないとの貴課の見解であつたが、昭和二十八年六月六日自治府発第一五二〇号回答によれば取り消しても差し支えないとのことであり、従前の回答例は変更されたものかどうか、お伺いいたします。

答 従前の回答の趣旨は変更されていない。なお、昭和二十八年六月六

日付回答は、招集の目的が既に消滅しているような特別の場合においても、なお、あえて招集告示の取消をすることはできないとする理由にとぼしいと考えられたからである。

問二 議員請求でなく長が招集した場合も取消はできるか。
答 一により承知されたい。

地方自治法第二百四十四条の二の解釋について

(昭和二九、五、一一自治庁行發第五六号)
(愛媛県総務部長宛行政課長回答)

問 市職員が出張先において深夜通行中、保管していた公金を暴漢に襲われ強奪されたのであるが、

1 本人の申立その他により、同条前段にある善良な管理者の注意を怠つていなかったことを市長が認めた場合は、監査委員の監査を要せず賠償の責任を免除してもよいものと解してよいか(市長専決処分の規定は制定していない場合)

2 賠償責任の有無はすべて監査委員の監査の結果に基き市長が決定すべきものであるか。

3 かくの如き場合において賠償責任の有無に拘らず、すべて監査委員の事務的監査を必要とするか。

答 (1)法第二百四十四条の二の規定に基く賠償の責任は発生しないものと解する。

(2)(3)、(1)により承知されたい。

報道から拾う

スト中の石炭發送妨害に無罪の判決

沼田町、浅野炭山でスト中の昭和二十七年十二月に石炭運搬車から石炭六十トンを下して發送不能にした同炭山坑内夫等三名に係る事件について六月十一日旭川地裁は、「これは正当な争議行為である」として無罪の判決を下した。

不正な方法により得たパチンコ玉と引き 替えに景品の交付を受ける行為は詐欺罪

不正な方法でパチンコの景品玉を得る行為は何罪か、更に進んでこの景品玉を景品と替えたときは何罪になるだろう。これに類似した問題は、既に自動販売器についてあつたのであるが、近年パチンコ隆盛とともに、にわかに法律家の興味を引くに至つた。不正に得た行為につき窃盗を認めた判決例としては、昭和二十八年十月十四日の名古屋高裁の判決、同年八月二十一日の浦和地裁の判決がある。又進んで景品まで得た場合、全過程を詐欺罪に問疑した昭和二十八年十月二十日の水戸地裁の判決がある。昭和二十九年四月二十七日最高裁はこの場合全過程を詐欺罪として律した。

圖書室だより

新購入圖書紹介

圖書名

著編者

ヨーロッパにおける都市の成立

宮下孝吉

世界政治と国家理性

H・J・モーゲン

権力と人間

H・D・ラスウェル

異色探偵小説①ベラミ裁判

フランセス・N・ハート

②黄色の部屋

ガストン・ルルー

③殺意

フランシス・アイルズ

④聖者対警視庁

L・チャーテリス

⑤夜の冒険

S・A・ドゥーゼ

⑥青列軍殺人事件

アガサ・クリスチ

法廷技術

戒能通孝

昭和文学全集 第37巻

長谷川如是閑外

地方行政の構造

和田英夫

民主政治の回顧と展望

片山哲

戦後世界政治と米國

日本政治学会

行政法判例(総論)

園部敏外

現代中国文学全集 第五巻

老舎

財政法規類集(加除式)

東海財務局財政研究会

日本資本主義講座 第六巻

井上晴丸

教育実務講座 第四巻

安養寺重夫

赤旗 第三巻

アカハタ本局

日本法制史概要

石井良助

日本農村の階級区分

福本和夫

改正独占禁止法解説

公正取引委員会事務局

軍入から解雇まで

和田勝美

法律解釈上の問題点

アリストテンス

世界大思想全集

中曾根康弘

日本の主張

労働省職業安定局

改正失業保険法解説と手続

労働省職業安定局

各官公廳その他よりの受贈圖書

圖書名

受贈先

文部圖書館のしおり

国立国会図書館

特別史跡名勝天然記念物史跡名勝天然記念物一覽

文化財保護委員会

法務年鑑 二十七年版

法務省

國立国会図書館年報一九五二年

國立国会図書館

狩猟統計 二六年度

農林省

通商産業省年報 二七年度

通商産業省

北海道における勤労者家庭燃料消費実態

道立労働科学研究所

自刺電話交換二十五年度

日本電信公社

北海道穀粉工業業界診断報告書

道商工部

穀粉工業業界診断報告書要旨

同

重要文化財目録 第一集一五集

文化財保護委員会

国宝目録 第一集一六集

同

北海道における経営協議会

道立労働科学研究所

北海道の漁村を中心とした出稼労働の実態

同

同勢調査報告

総理府統計局

繊維品取引と金融に関する調査

道拓殖銀行調査部

北海道経済統計 二七号

同

製鉄業における衛生学的調査研究

道立労働科学研究所

北海道高等学校教育課程

道教育委員会

國立国会図書館利用のてびき

國立国会図書館

交通年鑑 二八年版

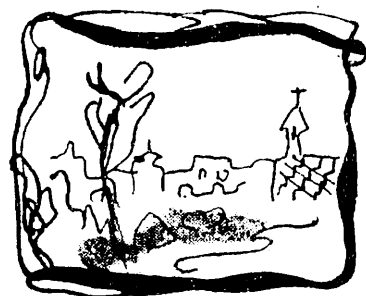
交通協力会

輕架線

林野庁

教育月報	四、五月号	道教育委員会
北海道自治	六月号	道自治協会
北海警友	六月号	札幌警察管区本部
読書春秋	四月号	北海警友編集本部
総合開発	一五号	道総合開発委員会
教育委員会月報	二、三月号	文部省初等中等教育局
文部統計速報	六九号	文部省調査普及課
調査月報	五月号	道拓殖銀行調査部
水産時報	四、五月号	水産庁
厚生	四、五月号	厚生省
世界月報	二月号	外務省情報文化局
施設	四月号	電気通信施設局
通産統計月報	三、四月号	通商産業省
農林水産統計月報	三、四月号	農林省統計調査部
石炭需給統計月報	四月号	通商産業大臣官房
機械統計月報	一、二月号	通商産業統計部
非鉄金屬需給統計月報	一月号	通産省
鉱山製煉統計月報	一、二月号	同
非鉄金屬製品統計月報	四月号	同
コークス統計月報	一、四、五月号	同
石炭生産統計月報	四月号	同
化学工業製品統計月報	一、四月号	同
纖維統計月報	一、四月号	同
鉄鋼統計月報	一月号	同
石油統計月報	一、二月号	同
百貨店販売統計月報	一月号	同
紙パulp統計月報	一、四月号	同
雑貨統計月報	一、二、四、五月号	同
林野時報	四、五月号	林野庁
宮城県議会時報	五卷四号	宮城県議会議事事務局
栃木県議会月報	五月号	栃木県議会議事事務局

群馬県議会議事事務局	五月号
東京都議会議事事務局	四月号
滋賀県議会議事事務局	三〇号
鳥取県議会議事事務局	四月号
福岡県議会議事事務局	三二号
大阪府会	三、四合併号
長野県議会議事事務局	三三、三四号
鹿児島県議会議事事務局	一二号
山形県議会議事事務局	五、六合併号



昭和二十九年七月二十日発行

北海道議會時報（第六卷第七號）

編集 北海道議會事務局調査課

発行 北海道議會事務局

電話②六九一九番

六月のメモ

- 1 ○支笏湖チップ解禁、藻岩山開き。
○北洋サケ、マス三万貫築地に初入荷。
○京都旭丘中学開校式、二カ月ぶりに解決。
- 2 ○防衛二法案（防衛庁設置法案、自衛隊法案）成立。
○衆院会期延長問題で大混乱に陥る（警官出動、会期二日間の延長可決を強行）
- 3 ○岩見沢、朝日炭鉱閉鎖正式通告。
○衆院、会期更に十日間延長可決。
- 5 ○芝白金、首相公邸に暴漢六名乱入。
○日、加通商協定発効（三、三一オタワで署名）
○警察法ついに成立。
○総務部長以下道人事異動発令。
○国鉄、労組、公労協、実力行使を指令。
- 8 ○十勝地方等約一万町歩に霜害。
○第八回全国銀行大会（丸の内工業クラブ）開く。
- 10 ○大阪教組「君が代」追放決議。
○全通闘争郵便物の停滞増加。
○毎日、読売、朝日新聞、国会乱闘事件について共同声明。
○ラニエル仏内閣総辞職。
- 12 ○両陛下の本道御旅行日程正式発表。
○中華人民共和国憲法草案を可決。
○全員協議会で自肅決議、第十九国会閉会。
- 14 ○札幌神社大祭。
○佐藤自由党幹事長辞表を提出。
○新建設大臣小沢佐重喜氏発令。
○全国知事会議開く。
○M・フランス氏、仏後継内閣首班に信任さる。
○道立羽幌病院焼く。
○新法務大臣、小原直氏発令。
○グワテマラに動乱起る。
○根室本線、上芦別——野花南間で学童七名轢かる。
○夏至。
○近畿地方一帯に暴風雨。
○通産省、第六次通商白書を発表。
○国鉄労組第三波「順法」闘争突入。
○第二回定例道議会開会。
○札幌市議会戦後初の流会。
○左社第二回中央委員会開かる。
○一般会計、百九十九億円節約の実行予算決る。
○医療点数引下げ問題に草葉厚相既定方針通り実施の談話発表。
○ソ連最初の工業用原子力発電所開始の旨発表。
○道警察昇級条例ついに議決に至らず。
○関西、九州、四国地方に豪雨。
○麦価正式告示（七月一日実施政府原案通り、小麦六〇キロ二、〇六八円、大麦五二・五キロ一、六二二円、裸麦六〇キロ二、一七三円）
○世界体操選手権大会で、田中、竹本選手優勝（男子団体で日本は二位）
- 15
- 16
- 17
- 18
- 20
- 22
- 23
- 25
- 26
- 29
- 30